

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会  
(第8回)

平成27年1月23日(金)  
10:00~12:00  
専用12会議室(12階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について  
(母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する  
基本的な方針について)

3. 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について  
資料2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策に関する評価について  
資料3 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正案

- 参考資料1 「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」(中間まとめ)の概要  
参考資料2 ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について  
参考資料3 ひとり親家庭への支援施策の見直しにおける法改正事項  
参考資料4 平成27年度ひとり親家庭等福祉対策関係予算案の概要

## 1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

## 2. 方針の対象期間 平成20年度から平成26年度までの7年間（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成26年度に延長）

### 第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
  - (1) 世帯数
  - (2) 生別、死別の割合
  - (3) 寡婦の数等
  - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
  - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
  - ・常用雇用者、臨時・パート等の割合
6. 収入状況
  - ・平均収入
7. 養育費の取得状況
  - ・母子家庭の取得状況
8. 子どもの状況等
  - ・子どもの数、就学状況別
9. その他
  - (1) 公的制度等の利用状況
  - (2) 子どもについての悩み
  - (3) 困っていること
  - (4) 相談相手の有無
10. まとめ

### 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
  - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
  - (2) 就業支援の強化
  - (3) 相談機能の強化
  - (4) 福祉と雇用の連携
2. 実施する各施策の基本目標
  - (1) 子育てや生活の支援策
  - (2) 就業支援策
  - (3) 養育費の確保策
  - (4) 経済的支援策
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
  - (1) 国等が講ずべき措置
  - (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
  - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
  - (4) 基本方針の評価と見直し
  - (5) 関係者等からの意見聴取
  - (6) その他

### 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
  - (1) 計画の期間
  - (2) 計画策定前の手続
    - ① 調査・問題点の把握
    - ② 基本目標
    - ③ 関係者等からの意見聴取
  - (3) 基本計画の評価と次期計画の策定
    - ① 評価
    - ② 施策評価結果の公表
    - ③ 次の計画の策定
2. 計画に盛り込むべき施策についての指針
  - (1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
  - (2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
  - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
    - ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
    - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

# ひとり親家庭等支援施策等の動き

平成20年4月 基本方針の見直し

- ・①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の総合的支援を実施。
- ・特に、就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化  
（①就業支援策の拡充、②養育費確保策の拡充、③子育て支援・生活の場の整備）

平成22年8月 改正児童扶養手当法施行(児童扶養手当の父子家庭への支給拡大)

平成23年11月 全国母子世帯等調査（平成24年9月公表）

平成24年4月 民法等の改正法施行（離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化）

平成25年3月 母子父子家庭就業支援特別措置法施行（雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大 等）

平成25年8月 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会・中間まとめ  
（現状と課題、施策の方向性を報告）

平成26年1月 子どもの貧困対策推進法施行

平成26年8月 子供の貧困対策大綱

平成26年10月 改正母子父子寡婦福祉法施行  
（支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大）

平成26年12月 改正児童扶養手当法施行  
（児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し）

## 【支援施策の拡充】

平成24年度 学習支援ボランティア事業の創設  
面会交流支援事業の創設

平成25年度 高等職業訓練促進費の当初予算化

平成26年度 ワンストップ相談窓口の整備  
（就業支援専門員の配置推進）  
就業支援関連事業の拡充  
子どもへの支援（学習支援、ホームフレンド）

平成27年度 子どもへの学習支援の拡充（予定）  
親の学び直しの支援（予定）  
在宅就業の支援（予定）

平成27年4月 基本方針の見直し

- ・①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の総合的支援を引き続き実施。
- ・専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。  
①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）  
②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化  
⑥広報啓発の実施等

# 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて

## 1. 基本方針の見直しについて

- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づくものであり、対象期間は平成20年度から平成26年度までの7年間。  
（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成24年度から平成26年度に延長）
- 対象期間が終了することから、基本方針に定められた施策に関する評価結果や近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向等を踏まえ見直しを行うもの。対象期間は平成27年度から平成31年度の5年間とする。

## 2. 見直しの方向性

- ①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。
- 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加。

### 【基本方針の見直しのポイント】

はじめに 1. 方針のねらい  
2. 方針の対象期間（平成20年度～平成26年度の7年間）

- 平成26年の母子寡婦福祉法及び児童扶養手当法改正内容を追加
- 基本方針の対象期間を、平成27年度～平成31年度の5年間とする。

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- データを平成23年母子世帯等調査結果の数値に更新。
- 子供の貧困対策大綱の指標となった数値等の追加 等

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性  
(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携  
(2) 就業支援の強化 (3) 相談機能の強化 (4) 福祉と雇用の連携
2. 実施する各施策の基本目標  
(1) 子育てや生活の支援策 (2) 就業支援策 (3) 養育費の確保策  
(4) 経済的支援策
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項  
(1) 国等が講ずべき措置  
(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援  
(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表  
(4) 基本方針の評価と見直し (5) 関係者等からの意見聴取  
(6) その他

- 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施及び周知等を追加【1(1)】
- ワンストップの支援体制の整備を追加【1(3)】
- ①関係機関相互の協力、②子育て・生活支援の強化（日常生活支援や学習支援の実施等）、③養育費の確保及び面会交流の支援の強化及び④子どもの貧困対策に関する事項を追加【1】
- 面会交流の支援を追加【2(3)】
- 新たな事項を追加【3(2)】
  - ・ 相談支援体制の整備
  - ・ 母子・父子自立支援専門員や就業支援専門員等の研修の実施
  - ・ 学習支援ボランティア事業
  - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
  - ・ 在宅就業の支援
  - ・ 面会交流支援事業
  - ・ 広報啓発の実施
- その他、法改正を踏まえた用語等の見直し

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置  
に関する基本的な方針に定められた施策に関する評価書  
(平成20年度～平成26年度)

## 目次

1. 国が講ずべき措置	該当頁
① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む）	1
ア ハローワークによる職業相談・職業紹介等の実施。マザーズハローワークにおける就職支援。	1
イ 母子家庭等就業・自立支援センターや市等への求人情報の提供	2
ウ 生活保護受給者等の就労・自立の推進	3
② 公共職業訓練の実施	4
③ 職業能力開発システム（ジョブ・カード制度）の推進	5
④ 特定求職者雇用開発助成金の活用	6
⑤ 試行雇用通じた早期就職の促進	7
⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進	8
⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進	10
⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進	11
⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知	12
⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援（各種情報の提供）	13
⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援（各種情報の提供）	14
⑫ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大の努力	15
⑬ 再チャレンジ支援寄付金税制の周知	16
⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意	17
⑮ 母子家庭等に対する生活の場の整備	18
⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進	20
⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮	23
⑱ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究	24
2. 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援	該当頁
① 子育て支援、生活の場の整備	
ア 保育所優先入所の推進等（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）	25
イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）	28
ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充	29
エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等	30
オ 身元保証人確保対策事業の実施	32
カ 母子家庭日常生活支援事業等の実施（対象：母子家庭等）	33
キ 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）	34
ク ひとり親家庭生活支援事業の実施（対象：母子家庭等）	35
② 就業支援策	
ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）	37
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦）	38
ウ より良い就業に向けた能力の開発	41

(a) 母子家庭自立支援給付金等（母子自立支援教育訓練給付金等、母子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等 対象者：母子家庭等）	41
(b) 技能修得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付制度の活用（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦）	41
(c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県及び指定都市）	43
エ 母子家庭等及び寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦）	44
オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県）	45
カ 所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援	46
キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供	48
ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援	49
ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意	51
③ 養育費の確保策	
ア 広報・啓発活動の推進	52
イ 相談体制の拡充	52
ウ 情報提供（対象：母子家庭等）	52
④ 経済的支援策	
ア 母子父子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県 対象：母子家庭等及び寡婦）	54
イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村 対象：母子家庭等）	55
ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等）	55

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・ハローワークにおいては、母子家庭の母等を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施している。
- ・マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施している。

【事業実績】

○ハローワークにおける母子家庭の母等の職業紹介状況

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
新規求職申込件数	217,237件	235,020件	264,742件	272,111件	256,719件	247,033件	128,604件
就職件数	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件	98,597件	49,637件 (9月まで)

○マザーズハローワーク事業の実績

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
新規求職者数	130,694件	180,665件	198,481件	208,103件	209,731件	210,508件	—
就職件数	35,263件	54,342件	63,510件	69,137件	69,413件	72,050件	—

予算額(千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
2,026,329	2,069,971	2,138,961	2,212,046	2,291,768	2,383,312	2,799,297

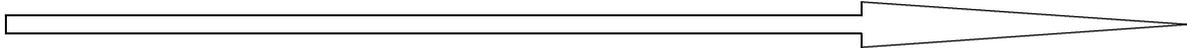
評価・今後の方向性

- ・ハローワークについては、母子家庭の母等の就職件数等が着実に伸びていることを踏まえると、母子家庭の母等の就業支援策として有効であり、引き続き実施する。
- ・マザーズハローワーク事業については、就職件数等順調に推移しており、子育てをしながら就職を希望する女性等の再就職支援として有効であり、事業拠点の拡大等を図ることとしている。

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b> ハローワークから母子家庭等就業・自立支援センターや市等への求人情報の提供は、雇用政策と福祉政策との連携を図り、母子家庭の母等に対する就業支援の充実に資するものであり、母子家庭の母等の自立を支援する施策として有効であると考えられることから、ハローワークにおいては、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の要望に応じて、求人情報の提供を行っている。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <p>(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)</p> <p>ハローワークの求人 情報一覧表等を提供 </p>						
<p>予 算 額 (千円)</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>
<p></p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>ハローワークから母子家庭等就業・自立支援センターや市等に求人情報の提供を行うことは、母子家庭等の就業を推進する上で必要であることから今後も引き続き実施する。</p>						

<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）</p> <p>ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進</p> <p>児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に      応じた就労支援を実施する。</p>																																			
事業概要及び実績	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>・児童扶養手当受給者や生活保護を受給している母子家庭の母等の就労による自立を促進するため、福祉事務所等にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <p>○「生活保護受給者等就労自立促進事業」における就職者数（母子家庭の母等以外も含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（平成20年度）</th> <th>（平成21年度）</th> <th>（平成22年度）</th> <th>（平成23年度）</th> <th>（平成24年度）</th> <th>（平成25年度）</th> <th>（平成26年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,153人</td> <td>9,297人</td> <td>12,597人</td> <td>24,522人</td> <td>39,627人</td> <td>54,244人</td> <td>34,256人 (9月まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○うち児童扶養手当受給者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（平成20年度）</th> <th>（平成21年度）</th> <th>（平成22年度）</th> <th>（平成23年度）</th> <th>（平成24年度）</th> <th>（平成25年度）</th> <th>（平成26年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,944人</td> <td>2,365人</td> <td>2,676人</td> <td>6,168人</td> <td>10,983人</td> <td>14,705人</td> <td>9,889人 (9月まで)</td> </tr> </tbody> </table>							（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）	7,153人	9,297人	12,597人	24,522人	39,627人	54,244人	34,256人 (9月まで)	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）	1,944人	2,365人	2,676人	6,168人	10,983人	14,705人	9,889人 (9月まで)
（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）																													
7,153人	9,297人	12,597人	24,522人	39,627人	54,244人	34,256人 (9月まで)																													
（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）																													
1,944人	2,365人	2,676人	6,168人	10,983人	14,705人	9,889人 (9月まで)																													
予 算 額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																												
	1,098,154	1,144,875	1,500,055	2,810,464	4,045,122	7,158,760	7,216,468																												
評価・今後の方向性	<p>「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、母子家庭の母等の就労による自立を支援する施策として有効であることから、今後においても地方自治体と連携を図り、引き続き実施することとする。</p>																																		

(1) 国等が講ずべき措置

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・国（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）及び都道府県において、母子家庭の母等を含めた求職者に対して、離職者訓練等の公共職業訓練を実施している。
- ・特に母子家庭の母等に対しては、就業に向けた意欲喚起、意識付けに重点を置いた準備講習や訓練中の託児サービスを付加した訓練コースの設定等、その特性や事情に配慮した職業訓練を実施している。

【事業実績】

○公共職業訓練（離職者訓練）受講者数及び就職率（母子家庭の母等以外も含む）

	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）
受講者数	131,800人	191,466人	166,681人	149,112人	151,552人	140,934人
就職率（施設内訓練）	74.5%	73.9%	78.3%	80.3%	81.0%	82.2%
就職率（委託訓練）	68.3%	62.4%	60.9%	66.8%	69.2%	72.0%

予 算 額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	110,803,128	131,204,265	113,304,120	109,807,584	103,961,522	99,516,168	102,306,992

評価・今後の方向性 公共職業訓練については、母子家庭の母等の就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。

(1) 国等が講ずべき措置

③ 職業能力開発システム(ジョブ・カード制度)の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b>  母子家庭の母等を含めた求職者と求人企業とのマッチングや、実践的な職業能力を習得することにより、安定的な雇用への移行等を促進することを目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施</li> <li>・企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の受講機会の提供</li> <li>・ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴等のほか訓練修了後の職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動等における活用を推進している。</li> </ul> <p><b>【事業実績】</b>  ジョブ・カード新規取得者数（母子家庭の母等以外も含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> <td>(平成25年度)</td> <td>(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>65,169人</td> <td>162,885人</td> <td>223,844人</td> <td>224,139人</td> <td>196,327人</td> <td>216,974人</td> <td>89,411人 (9月末時点)</td> </tr> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	65,169人	162,885人	223,844人	224,139人	196,327人	216,974人	89,411人 (9月末時点)
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)															
65,169人	162,885人	223,844人	224,139人	196,327人	216,974人	89,411人 (9月末時点)															
<p>予 算 額 (千円)</p>	<p>20年度 2,810,428</p>	<p>21年度 3,057,298</p>	<p>22年度 2,491,164</p>	<p>23年度 1,697,304</p>	<p>24年度 1,603,594</p>	<p>25年度 1,692,655</p>	<p>26年度 2,126,516</p>														
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>職業能力開発システム（ジョブ・カード制度）の推進については、母子家庭の母等を含めた求職者と企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進しているものとする。</p> <p>今後も、安定的な雇用への移行等を促進する他、職業生活を通じて活用し、自身の職務や実績・経験、能力等の明確化を図ることができるものとなるよう、仕様も含め、コンセプトを見直した上で、引き続き当該制度を実施する。</p>																				

(1) 国等が講ずべき措置

④ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成する。

【事業実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
支給件数	支給件数	支給件数	支給件数	支給件数	支給件数	支給件数
83,005件 (22,983件)	91,788件 (25,575件)	105,147件 (26,783件)	124,482件 (29,540件)	136,638件 (31,509件)	158,039件 (35,271件)	- (-)

実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
23,433,706千円 (6,065,855千円)	27,202,201千円 (7,394,460千円)	39,055,496千円 (9,787,809千円)	46,886,603千円 (10,859,632千円)	50,918,697千円 (11,608,626千円)	58,080,108千円 (12,944,163千円)	- (-)

※括弧内は母子家庭の母等（平成25年度実績より父子家庭の父を含む）への支給実績

予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	24,921,076	61,812,032	34,191,869	37,149,432	39,063,354	58,171,091	62,351,077

評価・今後の方向性	母子家庭の母等の就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。
-----------	---------------------------------------

<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進</p> <p>母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。</p>																																										
事業概要及び実績	<p><b>【事業概要】</b>  (トライアル雇用奨励金)  職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るためハローワークや職業紹介事業者等の紹介により常用雇用へ移行することを目的に一定期間試行雇用した事業主に対して助成を行っている。  なお、平成25年度から、若年者等、中高年齢者、母子家庭の母など対象者別の制度を一本化した。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> <th>(平成26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">トライアル雇用開始者数</td> </tr> <tr> <td>219人</td> <td>149人</td> <td>155人</td> <td>145人</td> <td>43人</td> <td>40人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="7">常用雇用移行率</td> </tr> <tr> <td>78.5%</td> <td>81.0%</td> <td>78.5%</td> <td>71.9%</td> <td>68.9%</td> <td>63.2%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	トライアル雇用開始者数							219人	149人	155人	145人	43人	40人	—	常用雇用移行率							78.5%	81.0%	78.5%	71.9%	68.9%	63.2%	—
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)																																			
トライアル雇用開始者数																																										
219人	149人	155人	145人	43人	40人	—																																				
常用雇用移行率																																										
78.5%	81.0%	78.5%	71.9%	68.9%	63.2%	—																																				
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																			
	54,600	43,680	41,496	35,316	32,451	7,069,200 の内数	11,891,880 の内数																																			
評価・今後の方向性	<p>平成24年度に対象者要件の変更等があったことなどから、事業実績の減少がみられるところであるが、母子家庭の母等、安定的な就職が困難な者の常用雇用への移行を促進する上で有効であるため、今後も引き続き実施する。</p> <p>また、事業主・求職者等に対してより一層の周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためトライアル雇用奨励金の活用促進を図っていく。</p>																																									

(1) 国等が講ずべき措置

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

< 中小企業雇用安定化奨励金 >

中小企業事業主が、有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入し、転換させた場合又は有期契約労働者に対し正社員と共通の処遇制度や教育訓練制度を適用した場合に奨励金を支給する。

平成20年度より事業を開始。平成22年6月に行われた省内事業仕分けの結果を踏まえ、短時間労働者を対象とする「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」と整理統合し、平成23年度に「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設した。

< 均衡待遇・正社員化推進奨励金（平成23年度創設） >

パートタイム労働者、有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員の転換の推進のため、労働協約又は就業規則により、正社員との共通の処遇制度や正社員への転換制度等を導入した場合に奨励金を支給する。（平成24年度終了）

< キャリアアップ助成金（平成25年5月～） >

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成を行っている。

対象者が母子家庭の母等であった場合には、助成額を加算している。

【事業実績】

< 中小企業雇用安定化奨励金 >

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
支給件数	支給件数	支給件数	支給件数			
805件	2,251件	2,911件	3,450件	—	—	—
実績額	実績額	実績額	実績額			
214,250千円	576,800千円	680,500千円	939,700千円	—	—	—

※母子家庭の母等への支給実績は全体の内数。

< 均衡待遇・正社員化推進奨励金 >

(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
支給件数	支給件数	支給件数	
1,364件	4,008件	3,954件	—
(34件)	(115件)	(77件)	

※平成25年度は経過措置

※括弧内は母子家庭の母等の正社員転換等を行った事業主への支給件数

		<キャリアアップ助成金（平成25年5月～）> （平成20年度） （平成21年度） （平成22年度） （平成23年度） （平成24年度） （平成25年度） （平成26年度） 母子家庭の母等を 正規雇用へ転換等 した人数 3人						
予 算 額（千円）		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	キャリアアップ助成金						7,078,273 の内数	14,757,511 の内数
	均衡待遇・ 正社員化推 進奨励金	—	—	—	779,500	1,838,900	812,050	—
評価・今後の方向性		母子家庭の母等を含む、非正規雇用労働者の正規雇用への転換等を促進する上で有効である。 より一層の活用を図るため、事業主・求職者等に対して更なる周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためキャリアアップ助成金の活用促進を図っていく。						

(1) 国等が講ずべき措置

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

事業概要及び実績	<p><b>【事業概要】</b>                  平成16年3月に「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨、申し合わせ、母子家庭の母等の雇入れの促進に努めている。                  また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <p>(平成20年度)      (平成21年度)      (平成22年度)      (平成23年度)      (平成24年度)      (平成25年度)      (平成26年度)</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて採用された者</p> <table border="0"> <tr> <td>・国 59名</td> <td>・国 57名</td> <td>・国 39名</td> <td>・国 63名</td> <td>・国 46名</td> <td>・国 40名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・地方公共団体及び関係団体 432名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 390名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 329名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 408名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 452名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 448名</td> <td>—</td> </tr> </table>							・国 59名	・国 57名	・国 39名	・国 63名	・国 46名	・国 40名	—	・地方公共団体及び関係団体 432名	・地方公共団体及び関係団体 390名	・地方公共団体及び関係団体 329名	・地方公共団体及び関係団体 408名	・地方公共団体及び関係団体 452名	・地方公共団体及び関係団体 448名	—
	・国 59名	・国 57名	・国 39名	・国 63名	・国 46名	・国 40名	—														
・地方公共団体及び関係団体 432名	・地方公共団体及び関係団体 390名	・地方公共団体及び関係団体 329名	・地方公共団体及び関係団体 408名	・地方公共団体及び関係団体 452名	・地方公共団体及び関係団体 448名	—															
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度														
	—	—	—	—	—	—	—														
評価・今後の方向性	毎年度継続的に雇用の実績があり、母子家庭の雇用に有効であることから、今後も引き続き実施する。																				

(1) 国等が講ずべき措置

⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b>  母子家庭の母等の就業を推進するには、母子家庭の母等を雇用する企業側に働きかけ、母子家庭の母等が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。このため、平成18年度に表彰制度を創設し、母子家庭の母等を相当数雇用している企業等を母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として、年1回表彰しており、こうした表彰企業を厚生労働省ホームページに公表している。  また、平成25年3月母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、経済団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するよう要請している。</p> <p><b>【事業実績】</b>  (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)  〇母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等表彰</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">表彰企業数 10社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 10社</td> <td style="text-align: center;">表彰企業数 7社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 7社</td> <td style="text-align: center;">表彰企業数 11社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 11社</td> <td style="text-align: center;">表彰企業数 13社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 13社</td> <td style="text-align: center;">表彰企業数 8社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 8社</td> <td style="text-align: center;">表彰企業数 0社</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>							表彰企業数 10社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 10社	表彰企業数 7社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 7社	表彰企業数 11社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 11社	表彰企業数 13社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 13社	表彰企業数 8社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 8社	表彰企業数 0社	—
表彰企業数 10社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 10社	表彰企業数 7社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 7社	表彰企業数 11社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 11社	表彰企業数 13社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 13社	表彰企業数 8社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 8社	表彰企業数 0社	—								
<p>予 算 額 (千円)</p>	20年度 —	21年度 —	22年度 —	23年度 —	24年度 —	25年度 —	26年度 —							
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>事業主に対し母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうことは、母子家庭の母等の就業の促進につながることから、今後も引き続き実施する。</p>													

<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知 母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。</p>							
事業概要及び実績	<p><b>【事業概要】</b> 母子家庭の母等の就業を推進するには、母子家庭の母等を雇用する企業側に働きかけ、母子家庭の母等が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。このため、平成18年度に表彰制度を創設し、母子家庭の母等を相当数雇用している企業等を母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として、年1回表彰しており、こうした表彰企業を省ホームページに公表している。</p> <p><b>【事業実績】</b> (平成20年度)      (平成21年度)      (平成22年度)      (平成23年度)      (平成24年度)      (平成25年度)      (平成26年度)</p> <p>○母子家庭の母等の就業支援を図る優良企業等表彰</p>						
	表彰企業数 10社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 10社	表彰企業数 7社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 7社	表彰企業数 11社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 11社	表彰企業数 13社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 13社	表彰企業数 8社 ・母子家庭の母 を相当数雇用し ている企業等 8社	表彰企業数 0社	—
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	—	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性	<p>都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例の情報を収集提供することは、母子家庭の母等の雇用の促進につながることから、今後も引き続き実施する。</p>						

(1) 国等が講ずべき措置

⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b> 母子・父子自立支援プログラム策定等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、事業の実施状況を公表することで、より多くの自治体で事業が実施されるよう促している。</li> <li>・毎年度、全国の自治体職員が参加する会議において、事業の実施を要請している。</li> </ul> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> <td>(平成25年度)</td> <td>(平成26年度)</td> </tr> </table> <p>○事業の実施状況の公表</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">「母子家庭等対策の実施状況」の公表</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」の公表</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」の公表</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> </table> <p>○全国会議での自治体に対する事業実施の要請</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">全国厚生労働関係(厚生分科会)、主管課長会議</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	「母子家庭等対策の実施状況」の公表		「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」の公表	「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」の公表	—	全国厚生労働関係(厚生分科会)、主管課長会議				—
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)																		
「母子家庭等対策の実施状況」の公表		「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」の公表	「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」の公表	—																				
全国厚生労働関係(厚生分科会)、主管課長会議				—																				
<p>予算額(千円)</p>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																	
	—	—	—	—	—	—	—																	
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>母子・父子自立支援プログラム策定等事業については、母子家庭等の就業促進に有効であると考えており、今後も引き続き実施する。</p>																							

(1) 国等が講ずべき措置

① 母子家庭等就業・自立支援事業の支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母等の就業促進につながる各種情報を提供する。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  ・平成15年10月に厚生労働省内に設置した「母子家庭雇用促進チーム」において「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」の取りまとめを行うとともに、平成16年3月に「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨、申し合わせている。また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="1" data-bbox="448 654 2076 906"> <thead> <tr> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> <th>(平成26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">○母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて採用された者</td> </tr> <tr> <td>・国 59名</td> <td>・国 57名</td> <td>・国 39名</td> <td>・国 63名</td> <td>・国 46名</td> <td>・国 40名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・地方公共団体及び関係団体 432名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 390名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 329名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 408名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 452名</td> <td>・地方公共団体及び関係団体 448名</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	○母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて採用された者							・国 59名	・国 57名	・国 39名	・国 63名	・国 46名	・国 40名	—	・地方公共団体及び関係団体 432名	・地方公共団体及び関係団体 390名	・地方公共団体及び関係団体 329名	・地方公共団体及び関係団体 408名	・地方公共団体及び関係団体 452名	・地方公共団体及び関係団体 448名	—
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)																													
○母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて採用された者																																			
・国 59名	・国 57名	・国 39名	・国 63名	・国 46名	・国 40名	—																													
・地方公共団体及び関係団体 432名	・地方公共団体及び関係団体 390名	・地方公共団体及び関係団体 329名	・地方公共団体及び関係団体 408名	・地方公共団体及び関係団体 452名	・地方公共団体及び関係団体 448名	—																													
<p>予 算 額 (千円)</p>	<p>20年度</p> <p>—</p>	<p>21年度</p> <p>—</p>	<p>22年度</p> <p>—</p>	<p>23年度</p> <p>—</p>	<p>24年度</p> <p>—</p>	<p>25年度</p> <p>—</p>	<p>26年度</p> <p>—</p>																												
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センターに対する各種情報提供は、母子家庭の母等の就業促進につながることから、今後も引き続き実施する。</p>																																		

(1) 国等が講ずべき措置  
 ⑫ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力  
 母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条の法人を定める政令(平成25年政令第3号)に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。

事業概要及び実績	<b>【事業概要】</b> ・平成25年3月1日に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条に基づき、国等は優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることについて、厚生労働省より国の各機関に依頼し、実績等を把握することとしている。 ・また、国は母子・父子福祉団体等への業務発注を呼びかけるリーフレットを作成し、事業主に対し母子・父子福祉団体等への積極的な発注を呼びかけている。																										
	<b>【事業実績】</b> ・国等の調達実績 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> <th>(平成26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>件数 94</td> <td>件数 —</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>購入額 3,495千円</td> <td>購入額 —</td> </tr> </tbody> </table> ・リーフレットの作成 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">「母子家庭の母の就業をご支援ください」の配布</div> <div style="text-align: center;">『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布</div> </div>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)						件数 94	件数 —						購入額 3,495千円
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)																					
					件数 94	件数 —																					
					購入額 3,495千円	購入額 —																					
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																				
	—	—	—	—	—	—	—																				
評価・今後の方向性	平成25年度からの実施であり、件数や購入額について現時点では評価はできないが、今後も予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。																										

<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>⑬ 再チャレンジ支援寄附金税制の周知  平成19年度から、認定地域再生計画に基づき、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じており、本制度の周知を図る。</p>																					
事業概要及び実績	<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再チャレンジ可能な社会を実現するため、高年齢者・障害者等の再チャレンジを支援する会社への寄附金について税制上の措置を講ずる（特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例）とともに、再チャレンジ可能な社会を実現するため、高年齢者・障害者・女性等の再チャレンジを支援する会社等に対し助成を行う公益法人（※平成20年12月1日以降は、特例民法法人）への寄附金について税制上の措置を講ずる（特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例）。</li> <li>本税制については、平成19年の導入以降、地域再生制度において活用できる支援措置として周知を図ってきたが、活用が図られなかったことから、特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例については平成24年度に、特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例については平成20年度にそれぞれ廃止されている。</li> </ul> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> <th>(平成26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	なし	なし	なし	なし	なし	—	—
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)														
なし	なし	なし	なし	なし	—	—															
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度														
	—	—	—	—	—	—	—														
評価・今後の方向性	本税制については、既に廃止されている。																				

(1) 国等が講ずべき措置

⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  ・ 地域の実情に応じた支援に積極的に取り組んでいる地方自治体等の取組事例等について調査や研究を行い、自治体や関係団体企業等に向けて幅広く情報を提供し、全国的な周知啓発活動等を行うことにより、母子家庭の母等の就業支援の取組の促進と就業環境の整備を図っている。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成20年度)</td> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成21年度)</td> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成22年度)</td> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成23年度)</td> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成24年度)</td> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成25年度)</td> <td style="width: 14.28%; text-align: center;">(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体が 行う在宅就業の 研修のためのガ イドラインの作 成</td> <td>地方自治体に対 する在宅就業に 関する専門的研修 の実施等</td> <td>在宅就業支援サ イトの開設・運 営、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催等</td> <td>在宅就業支援サ イトの運営、在 宅就業の業務開 拓、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催</td> <td>在宅就業支援サ イトの運営、在 宅就業の業務開 拓、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催</td> <td>在宅就業支援事 業の取組事例の 収集、在宅就業 支援事業の評価 検討会の開催</td> <td>在宅就業支援事 業の評価検討会 の開催</td> </tr> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	地方公共団体が 行う在宅就業の 研修のためのガ イドラインの作 成	地方自治体に対 する在宅就業に 関する専門的研修 の実施等	在宅就業支援サ イトの開設・運 営、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催等	在宅就業支援サ イトの運営、在 宅就業の業務開 拓、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催	在宅就業支援サ イトの運営、在 宅就業の業務開 拓、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催	在宅就業支援事 業の取組事例の 収集、在宅就業 支援事業の評価 検討会の開催	在宅就業支援事 業の評価検討会 の開催
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)															
地方公共団体が 行う在宅就業の 研修のためのガ イドラインの作 成	地方自治体に対 する在宅就業に 関する専門的研修 の実施等	在宅就業支援サ イトの開設・運 営、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催等	在宅就業支援サ イトの運営、在 宅就業の業務開 拓、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催	在宅就業支援サ イトの運営、在 宅就業の業務開 拓、在宅就業に 関するシンポジ ウムの開催	在宅就業支援事 業の取組事例の 収集、在宅就業 支援事業の評価 検討会の開催	在宅就業支援事 業の評価検討会 の開催															
<p>予 算 額 (千円)</p>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度														
	14,798	14,770	14,744	12,384	12,384	12,384	12,384														
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>在宅就業支援については、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書において、費用対効果を踏まえた上で厳しい評価となったが、本事業の目的や趣旨等は意義あるものであり、また、本事業によって、事業実施者等の運営の方法次第で、在宅就業を希望するひとり親への支援に一定の成果を上げられると言えることと評価されていることから、今後も在宅就業支援を実施していく。</p>																				

(1) 国等が講ずべき措置

⑮ 母子家庭等に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者居住支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業を推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

・都市機構賃貸住宅（旧都市基盤整備公団賃貸住宅）においては、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子世帯を含む子育て世帯に対し、当選率を20倍に優遇する措置を行っている。

【事業実績】

（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）
256件※	398件	318件	66件	75件	42件	—

○都市機構賃貸住宅の新規募集時において母子世帯を含む子育て世帯の20倍優遇措置を適用した当選者数  
 ※平成20年8月までは当選倍率を10倍としていたが、平成20年9月以降は20倍に拡大。

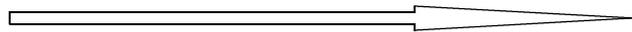
【事業概要】

・平成19年度から、高齢者・障害者の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターが実施している滞納家賃の債務保証等の対象に、子育て世帯を加えている。  
 また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合などにおいて、民間事業者による家賃債務保証サービスが実施されている。  
 ・平成18年度に、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等と連携して、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設したが、平成22年度をもって廃止された。（ただし、あんしん賃貸支援事業の廃止に伴い、平成23年度より、母子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対しては、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体が連携し、「居住支援協議会」を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところであり、国土交通省としてこの協議会の取組みを支援している。）

【事業実績】

（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）

○「あんしん賃貸支援事業」の廃止



予 算 額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	—	—	—	—	—	—

評価・今後の方向性

・母子家庭等の居住の安定を確保するため、都市機構賃貸住宅の優遇措置について今後も引き続き実施する。

・母子家庭等の居住の安定を確保するため、「居住支援協議会」の活動について今後も引き続き支援を実施する。

(1) 国等が講ずべき措置

⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進

養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・養育費相談支援センターにおいて、
  - ① 母子家庭等からの養育費等に関する電話・電子メール等による相談の実施
  - ② 地方自治体が実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業で受け付けられた養育費等に関する相談に対し、電話等による相談支援の実施
  - ③ 母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに配置された養育費専門相談員等の地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施
  - ④ パンフレット等による養育費の取決めの方法等に関する情報提供等の実施等を行っている。
- ・民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成23年5月27日に成立し、平成24年4月1日に施行された。同改正法は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法等の法律を改正するものであるところ、その一環として、離婚後の子の監護に関する事項の定めに関する民法第766条が改正された。  
すなわち、子の利益の観点からは、離婚後も適切な親子の面会交流や監護費用の支払が行われることが重要であるところ、これらの事項は、改正前の民法766条第1項の「監護について必要な事項」に含まれていたが、条文上明示されていなかったこともあって、協議離婚をするに際して、明確な定めがされないことも少なくないといわれていた。そこで、改正法では、面会交流及び監護費用の分担を子の監護について必要な事項の具体例として条文に明示することによって、協議離婚をするに際し、当事者間でのその取決めを促すこととしたものである。  
また、子の監護について必要な事項を、子の利益の観点から定めることは、改正前の民法においても理念とされていたと考えられるが、改正法では、民法766条第1項に、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」との理念を明記することとした。  
さらに、上記の改正法の趣旨を国民に周知するために、3種類のリーフレットを作成し、法務省ホームページ上などで公表している。

【事業実績】

- 養育費相談支援センター事業

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (上半期)
母子家庭等からの相談延件数 (件)		3,018	5,003	6,793	5,208	6,441	6,389	2,990
母子家庭等就業・自立支援センター等からの相談延件数 (件)		175	159	147	174	206	185	122
研修の実施状況								
全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会	(回数) (回)	1	1	1	1	1	1	1
	(参加者) (人)	90	131	145	125	109	126	115
養育費専門相談員等研修	(回数) (回)	1	2	2	1	1	1	
	(参加者) (人)	38	114	145	31	39	39	
地域研修会	(回数) (回)	—	—	—	8	8	8	1
	(参加者) (人)	—	—	—	378	336	291	22
講師派遣	(延件数) (件)	63	86	58	75	72	90	59
	(参加者) (人)	4,094	2,531	1,554	2,102	1,788	2,882	778
情報提供事業 (自治体へ配布したリーフレット等の部数) (部)		467,391	383,560	349,939	116,784	203,540	108,230	91,390

○民法等の一部を改正する法律

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)

平成23年5月27日 平成24年4月1日

・改正法成立 ・改正法施行

予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
民法等の一部改正に係る周知広報	—	—	—	908	—	—	—
養育費相							

	談支援セ ンター事 業	68,252	67,540	61,938	60,128	59,169	57,168	56,040
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も改正法の理念を国民に周知するなどして、離婚後の子の利益が確保されるための取組を継続する。</li> <li>・養育費相談支援センター事業では、毎年度母子家庭等への相談支援や広報啓発等を着実に実施しており、当センターの役割が果たされている。養育費の取り決めや支払いが適切に行われるためには相談支援や広報啓発が必要であり、今後も引き続き実施する。</li> </ul>							

(1) 国等が講ずべき措置

⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母等の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b> 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金について、母子家庭の母等の就業を支援するため、貸付限度額の引き上げ等を行った。 平成20年度：技能習得資金及び生活資金（知識技能を習得する期間に係るものに限る）の貸付金の償還期限を据置期間経過後10年以内から20年以内に拡大した。 平成21年度：①技能習得資金の貸付限度額を月額5万円から月額6万5千円に引き上げるとともに、一括貸付の貸付限度額を60万円から78万円に引き上げた。②技能習得資金の貸付を受ける期間について、知識技能を習得する期間中「3年間」から「5年間」に拡大した。 平成22年度：技能習得資金の貸付限度額を月額6万5千円から月額6万8千円に引き上げるとともに、一括貸付の貸付限度額を78万円から81万6千円に引き上げた。</p> <p><b>【事業実績】</b> ○母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金における母子家庭の母等の就業の支援を促進するための貸付条件の見直し</p> <table border="1" data-bbox="454 730 2069 1066"> <thead> <tr> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> <th>(平成26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償還期限の拡大（技能習得資金及び生活資金）</td> <td>・貸付限度額の引き上げ ・貸付可能期間の拡大（技能習得資金）</td> <td>・貸付限度額の引き上げ （技能習得資金）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	償還期限の拡大（技能習得資金及び生活資金）	・貸付限度額の引き上げ ・貸付可能期間の拡大（技能習得資金）	・貸付限度額の引き上げ （技能習得資金）				
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)															
償還期限の拡大（技能習得資金及び生活資金）	・貸付限度額の引き上げ ・貸付可能期間の拡大（技能習得資金）	・貸付限度額の引き上げ （技能習得資金）																			
<p>予算額（千円）</p>	<p>20年度 5,040,000</p>	<p>21年度 5,040,000</p>	<p>22年度 5,040,000</p>	<p>23年度 5,160,383</p>	<p>24年度 5,040,000</p>	<p>25年度 5,040,000</p>	<p>26年度 5,040,000</p>														
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>母子家庭の母等の就業の支援を促進するため、貸付限度額等の貸付条件の見直しを着実に実施している。母子寡婦福祉資金の貸付を通じて母子家庭の母等の就業の支援が促進されるよう、今後も引き続き、貸付条件の必要な見直しを実施する。</p>																				

(1) 国等が講ずべき措置

⑩ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

事業概要及び実績

【事業概要】

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活実態を把握し、母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、平成23年度に全国母子世帯等調査を実施している。また、平成25年度において、平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づき、「社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を設置し、全国母子世帯等調査結果等を踏まえながら、ひとり親家庭への支援施策の在り方について検討を進め、「中間まとめ」として、支援施策の在り方の方向性等を整理した。更に、平成26年度において、この「中間まとめ」を踏まえた「母子及び寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正が行われた。

【事業実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
			平成23年度全国 母子世帯等調査		社会保障審議会 児童部会ひとり 親家庭への支援 施策の在り方に 関する専門委員会	「母子及び寡 婦福祉法」 及び「児童 扶養手当法」 の改正
					平成25年5月～8月 全6回開催	

平成23年度全国  
母子世帯等調査

社会保障審議会  
児童部会ひとり  
親家庭への支援  
施策の在り方に  
関する専門委員会

「母子及び寡  
婦福祉法」  
及び「児童  
扶養手当法」  
の改正

平成25年5月～8月  
全6回開催

予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	—	—	74,847	—	—	—

評価・今後の方向性

平成23年度全国母子世帯等調査から得られた母子家庭等の実態を踏まえてひとり親家庭等の支援施策の見直しを行った。全国母子世帯等調査については、母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料として有用であることから、今後も引き続き実施する。また、今後、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について調査・研究の実施を検討する。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
- (b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正により、市町村に対する母子家庭等の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮が規定されたことに伴い、都道府県等に通知を発出し、その周知を行っている。
- ・平成24年の母子及び寡婦福祉法の改正により、子ども・子育て支援法に規定する、特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する児童を選考するとき又は一時預かり事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別な配慮をするよう規定された。
- ・延長保育は、開所時間を超えた保育を取り組む保育所に対して補助する事業であり、昭和56年度から開始した事業である。
- ・休日保育は、保育に欠ける児童を対象に日曜・祝日を含め、年間を通じて開所する保育所に対して補助する事業であり、平成11年度から開始した事業である。
- ・夜間保育は、おおよそ午後10時まで開所する保育所に対して補助する事業であり、平成元年度から開始した事業である。
- ・病児・病後児保育は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が預かるほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問する事業であり、平成6年度から開始した事業である。
- ・一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、平成2年度から開始した事業である。
- ・家庭的保育事業は、保育所との一体的実施又は保育所自らの実施により、研修を受けた保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)の居宅等において少人数の主に3歳児未満児の保育を行う事業であり、平成12年度に保育需要の増に対応するために創設されたものである。実施主体は市町村であり、保育所等に委託することができる。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、仕事と子育ての両立支援のために、平成6年度に創設したところであり、市町村がファミリー・サポート・センターを設立し、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行っている。

【事業実績】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)
(平成26年度)						
延長保育 (か所)	9,903	10,343	10,815	11,411	12,012	12,711
—						
休日保育 (か所)	927	978	1,034	1,067	1,129	1,163
—						
夜間保育 (か所)	77	77	77	77	78	82
—						

病児・病後児保育（か所）	792	1,250	1,356	1,483	1,610	1,708
—						
一時預かり（か所）	7,651	6,460	7,046	7,254	7,656	7,903
—						
家庭的保育（人）	420	831	1575	2590	3716	4545
—						
待機児童数（人）	19,550	25,384	26,275	25,556	24,825	22,741
21,371						
ファミリー・サポート・センター（か所）	572	602	637	669	699	738
—						
※延長保育のか所数は民間保育所における数値。						

予 算 額（千円）		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
※延長保育… H21まで子育て支援交付金	延長保育	37,500,000 の内数	38,800,000 の内数	19,900,000	20,471,655	21,369,032	22,528,456	23,914,642
※一時預かり… H22～24は子育て支援交付金、H25は安心子ども基金、H26は保育緊急確保事業	休日保育	536,151	668,807	662,957	674,804	624,173	637,542	663,787
	夜間保育	40,000	114,800	114,800	160,720	156,240	170,926	174,259
	病児・病後児保育	2,702,401	3,175,189	3,488,188	3,723,922	4,064,826	4,840,676	5,196,004
	一時預かり	2,657,538	2,511,522	36,100,000 の内数	50,000,000 の内数	30,700,000 の内数	55,675,000 の内数	9,547,874
※ファミリー・サポート・センター… H24まで子育て支援交付金、H25は安心子ども基金、H26は保育緊急確保事業	家庭的保育	729,786	1,417,891	2,786,885	3,501,306	2,545,816	2,916,156	4,010,381
	ファミリー・サポート・センター	37,500,000 の内数	38,800,000 の内数	36,100,000 の内数	50,000,000 の内数	30,700,000 の内数	55,675,000 の内数	2,311,300

評価・今後の方向性

延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育及び一時預かり事業については、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき平成26年度までの5か年間で具体的な数値目標を掲げて重点的に推進しているところである。実施か所数は着実に伸びており、母子家庭等の子育てと就労の両立支援にとって有効であると考えており、今後も引き続き事業の拡充に努めていく。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、

①延長保育、病児保育、一時預かり事業については、地域子ども・子育て支援事業に位置付け、市町村子ども・子育て支援事

業計画に従って事業を実施するよう法定化

- ②休日保育、夜間保育については、公定価格上、施設型給付及び地域型保育給付の加算として組み入れ
- ③家庭的保育事業については、市町村の認可事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることで、今後も事業の充実に努めていく。

ファミリー・サポート・センター事業については、平成22年1月に策定された「子ども・子育てビジョン」において、普及・促進が掲げられ、具体的な数値目標を掲げ、重点的に推進しているところである。実施か所数は着実に伸びており、母子家庭の母等の就業支援にとって、有効であることから、今後も拡充に努める。また、通常はファミリー・サポート・センターが実施する研修を修了した者が提供会員として活動しているところであるが、それに加えて、新たに創設される、「子育て支援員研修制度」において、研修を修了した者も、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員とすることで、事業の充実を図ることとしている。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b> 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業である。 また、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と共同して、平成26年7月末に「放課後子ども総合プラン」を策定したところである。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="1" data-bbox="450 603 2069 683"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> <td>(平成25年度)</td> <td>(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>17,583か所</td> <td>18,479か所</td> <td>19,946か所</td> <td>20,561か所</td> <td>21,085か所</td> <td>21,482か所</td> <td>22,084か所</td> </tr> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	17,583か所	18,479か所	19,946か所	20,561か所	21,085か所	21,482か所	22,084か所
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)															
17,583か所	18,479か所	19,946か所	20,561か所	21,085か所	21,482か所	22,084か所															
<p>予算額(千円)</p>	<p>20年度 17,445,600</p>	<p>21年度 20,678,390</p>	<p>22年度 24,406,460</p>	<p>23年度 27,682,565</p>	<p>24年度 28,478,346</p>	<p>25年度 29,289,719</p>	<p>26年度 33,223,115</p>														
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>平成26年9月末に局長通知「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」を自治体に発出し、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用への配慮について周知したところ。 また、クラブの実施か所数が着実に増加しており、母子家庭の母等の子育てと就労の両立支援にとって、有効であると考えている。今後の方向性については、今年度より実施している「放課後子ども総合プラン」により、引き続き、総合的な放課後対策を実施していく。</p>																				

- (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
- ① 子育て支援、生活の場の整備
- ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充
- (a) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置  
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進  
また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備
- (b) 母子生活支援施設への保育機能の付与(対象：母子家庭等)  
母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

事業概要及び実績	【事業概要】						
	(a) 母子生活支援施設に入所している母子のうち、早期に自立が見込まれる者について、地域の中の小規模な施設で生活することにより自立を促進する。						
	(b) 母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立を支援する。						
	【事業実績】						
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
	実施施設数(箇所)						
	・小規模分園型(サテライト型)						
	9	9	9	9	9	8	—
	・保育機能強化						
	6	6	7	8	5	5	—
	・公立私営施設数(括弧内は、公立施設数に占める割合)						
	76(48.4%)	71(48.6%)	72(50.3%)	71(52.2%)	68(52.7%)	—	—
予算額(千円) ※措置費加算分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	77,537,758 の内数	78,779,785 の内数	81,271,770 の内数	83,473,486 の内数	89,280,906 の内数	90,788,456 の内数	95,856,767 の内数
評価・今後の方向性	母子家庭の自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等

(a) 公営住宅の優先入居等

公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

・優先入居は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取扱うものである。母子家庭等については、住居だけでなく、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することから、特に居住の安定確保が必要な者として位置づけており、母子家庭等の優先入居の推進を図っている。

【事業実績】

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)

○公営住宅の優先入居の活用

【事業概要】

・平成19年度から、高齢者・障害者の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターが実施している滞納家賃の債務保証等の対象に、子育て世帯を加えている。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合などにおいて、民間事業者による家賃債務保証サービスが実施されている。

・平成18年度に、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等と連携して、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設したが、平成22年度をもって廃止された。(ただし、あんしん賃貸支援事業の廃止に伴い、平成23年度より、母子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対しては、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体が連携し、「居住支援協議会」を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところであり、国土交通省としてこの協議会の取組みを支援している。)

【事業実績】

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)

○「あんしん賃貸支援事業」の廃止

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予 算 額 (千円)							
※社会資本整備総合 交付金事業費 (20年 度及び21年度を除く) 公営住宅	4,165 の内数 ※地域住宅交 付金事業費	4,371 の内数 ※地域住宅交 付金事業費	47,079 の内数	33,438 の内数	46,951 の内数	40,145 の内数	38,400 の内数
※居住支援協議会の 活動に対する支援							
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等の居住の安定を確保するため、公営住宅の優先入居について今後も引き続き推進する。</li> <li>・母子家庭等の居住の安定を確保するため、「居住支援協議会」の活動について今後も引き続き支援を実施する。</li> </ul>						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

オ 身元保証人確保対策事業の実施

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料に対して補助を行う。

対象施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む）

対象者：上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

【事業実績】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
実施規模（実人員）	86人の内数	159人の内数	126人の内数	160人の内数	222人の内数	271人の内数	—

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額(千円) ※児童虐待・DV対策総合補助金	2,328,744 の内数	2,473,404 の内数	2,507,705 の内数	2,121,232 の内数	2,168,037 の内数	3,652,047 の内数	3,742,620 の内数

評価・今後の方向性

母子家庭の自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

カ 母子家庭日常生活支援事業等の実施(対象：母子家庭等)

- (a) 母子家庭等が母等の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭日常生活支援事業等の実施を推進
- (b) 母子家庭日常生活支援事業等の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用
- (c) 母子家庭日常生活支援事業等の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

母子家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、都道府県及び市町村が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う。都道府県及び市町村は、母子・父子福祉団体等に事業の一部を委託することができる。

国は、母子家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合に支給される派遣手当や家庭生活支援員の資質向上のための講習会等の事務費の一部を補助している。

【事業実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
派遣等実件数(件)	4,166	4,820	5,608	4,827	4,455	4,608
派遣等延件数(件)	36,523	52,081	41,810	44,973	51,850	53,602

予 算 額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数	9,095,041 の内数

評価・今後の方向性

毎年度着実に派遣等が実施されていることから、事業が有効であると考えており、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

キ 子育て短期支援事業の実施(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

(a) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施

保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

- (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる短期入所生活援助事業に対し、国は補助を行っている。
- (b) 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護事業に対し、国は補助を行っている。

【事業実績】

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)

○実施施設数(か所)

・短期入所生活援助事業

592 610 614 651 671 678 —

・夜間養護等事業

311 327 329 354 358 364 —

予 算 額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	37,500,000 の内数	38,800,000 の内数	36,100,000 の内数	50,000,000 の内数	30,700,000 の内数	55,675,000 の内数	104,337,120 の内数
評価・今後の方向性	毎年度着実に実施施設数が増加していることから、利用者支援体制の充実のために有効であると考えており、今後も引き続き実施する。						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 子育て支援、生活の場の整備

ク ひとり親家庭生活支援事業の実施(対象：母子家庭等)

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助(大学生等によるホームフレンド)、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するひとり親家庭生活支援事業に対し、国は補助を行っている。

また、平成24年度からは、児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣等する学習支援ボランティア事業に対する補助を行っている。

【事業実績】

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業(件)	-	-	-	-	-	-	9,056	136	9,192	11,548	142	11,690	11,718	159	11,877	15,956	213	16,169
健康支援 事業(件)	609	0	609	595	0	595	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土日・夜間電話 相談事業(件)	3,892	31	3,923	3,532	25	3,557	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活支援講習 会等事業(件)	14,943	40	14,983	13,020	64	13,084	14,758	94	14,852	19,278	61	19,339	17,271	62	17,333	14,372	85	14,457
児童訪問援助 事業(件)	804	209	1,013	981	95	1,076	867	87	954	821	79	900	676	96	772	1,058	143	1,201
学習支援ボラン ティア事業(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	638	0	638	11,912	545	12,457
ひとり親家庭情報 交換事業(回)	443回			503回			441回			495回			435回			430回		

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭等相談支援事業に組み替え

予算額(千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数	9,095,041 の内数

評価・今後の方向性	毎年度着実に事業が実施されていることから、事業が有効であると考えており、今後も引き続き実施する。
-----------	--

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等)

- (a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施
- (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施

事業概要及び実績

【事業概要】

母子・父子自立支援プログラム策定等事業

- ・ 支援対象者の状況・自立阻害要因の把握、就業・職業能力開発（訓練・資格取得）への取組等について状況把握を行い、個々の支援対象者の実情に応じて支援する母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施する自治体に対し、国は補助を行っている。
- ・ また、国はハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等が連携して個々の支援対象者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行うため、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しており、地方自治体の実施する母子・父子自立支援プログラムによる支援をより効果的なものとしている。

【事業実績】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
○母子・父子自立支援プログラム策定等事業							
実施自治体数	473	466	509	533	561	565	—
策定件数	7,162	7,677	6,952	7,179	7,590	7,175	—
就業実績	4,851	4,740	4,315	4,441	4,462	4,437	—
○就業準備支援コース事業							
実施回数	13	23	25	9	16	33	—

予算額(千円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数	9,095,041 の内数

評価・今後の方向性

個々のひとり親の状況に応じて、生活支援や就業支援を適切に組み合わせて支援する必要があるため、母子・父子自立支援プログラム策定事業については、今後も継続して国庫補助を実施していく。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 就業支援策

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県及び市等 対象：母子家庭及び寡婦)

(a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母等及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 母子家庭の母等及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

事業概要及び実績

【事業概要】

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母等に対し就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスや養育費の相談等生活支援サービスを提供するため、平成15年度から開始した事業であり、実施主体は、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）で、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができる。

【事業実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
○実施自治体数（ヶ所）※かっこ内は実施率						
103	106	106	107	107	108	—
(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(99.1%)	(99.1%)	—

○就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成20年度	78,405	5,718	2,437	3,117	164
平成21年度	90,614	6,794	2,938	3,755	101
平成22年度	89,729	5,748	2,356	3,233	159
平成23年度	101,536	6,273	2,747	3,391	135
平成24年度	106,055	6,397	2,984	3,238	175
平成25年度	95,760	6,544	3,262	3,164	118
平成26年度	—	—	—	—	—

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

○就業支援講習会の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成20年度	13,414	1,679	585	1,047	47
平成21年度	13,798	1,610	605	909	96
平成22年度	18,865	1,481	498	938	45
平成23年度	16,205	1,599	549	924	126
平成24年度	15,952	1,602	637	910	55
平成25年度	24,437	1,479	605	726	148
平成26年度	—	—	—	—	—

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

○就業情報提供事業の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成20年度	66,888	4,132	1,863	2,189	80
平成21年度	76,751	4,703	2,055	2,569	79
平成22年度	87,606	4,187	1,811	2,312	64
平成23年度	102,515	4,542	2,028	2,443	71
平成24年度	109,034	4,579	2,068	2,466	45
平成25年度	95,706	4,988	2,540	2,366	82
平成26年度	—	—	—	—	—

○母子家庭等地域生活支援事業の実施状況

	相談件数 (延べ数)	相談内容					
		結婚前の 相談	養育費関 係 の相談	法律問題		子育て・ 生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成20年度	4,596	959	1,051	796	831	872	295
平成21年度	4,235	1,058	1,161	702	960	668	446
平成22年度	4,381	1,187	1,279	643	792	719	333
平成23年度	4,481	1,163	1,433	813	960	670	472
平成24年度	4,997	1,504	1,322	746	987	845	1,037
平成25年度	4,884	1,783	1,384	796	844	1,290	423
平成26年度	—	—	—	—	—	—	—

予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数
評価・今後の方向性	母子家庭等就業・自立支援センター事業については、実施率がおおむね100%であることや、就業相談件数が着実に伸びていることから、母子家庭の母等の就業支援として有効であると考えており、今後も継続して都道府県等に対する国庫補助を実施していく。						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金等(母子自立支援教育訓練給付金等、母子家庭高等職業訓練促進給付金等)の活用(実施主体：都道府県等及び市等 対象者：母子家庭等)

・母子自立支援教育訓練給付

都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座修了後に受講料の一部を支給

・母子家庭高等職業訓練促進給付金等

都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦)

公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用

事業概要及び実績

【事業概要】

(a) 自立支援教育訓練給付金事業は、実施主体である地方公共団体が事前に指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座修了後に受講に要した費用の一部を支給する事業である。高等職業訓練促進給付金等事業は、看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図るため、修業期間中の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給する事業である。国は、この2つの事業に対し、補助を行っている。

(b) ・都道府県、指定都市及び中核市において、母子父子寡婦福祉資金貸付金により、就職のための知識技能を習得するために必要な技能習得資金及び知識技能を習得している間の生活を安定・継続するために必要な生活資金の貸付を実施しており、国は、貸付原資の一部を都道府県、指定都市及び中核市に対して貸し付けている。

・平成20年度から、技能習得資金及び生活資金の貸付金の償還期限を据置期間経過後10年以内から20年以内に拡大している。

・平成21年6月5日から、技能習得資金及び生活資金の貸付について、連帯保証人を立てた場合には無利子とし、また、連帯保証人を立てない場合には、年1.5%の利子を適用することとしている。

【事業実績】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
高等職業訓練促進給付金による資格取得件数(件)	1,544	1,590	2,114	3,016	3,821	3,166	—
生活資金貸付件数	1,376	1,877	1,549	1,207	1,061	1,040	—
技能習得資金貸付件数	968	1,206	1,194	1,152	1,118	1,001	—

予算額(千円)

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

26年度

	高等職業訓練 促進給付金	2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数	9,095,041 の内数
	貸付金	5,040,000	5,040,000	5,040,000	5,160,383	5,040,000	5,040,000	5,040,000
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度着実に資格取得件数が伸びていることから、母子家庭等の自立の促進に有効であると考えており、今後も引き続き事業を実施する。</li> <li>・毎年度着実に貸付が実施されていることから、事業が有効であると考えており、今後も引き続き、貸付条件の必要な見直しを行いながら事業を実施する。</li> </ul>							

<p>(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援</p> <p>② 就業支援策</p> <p>ウ より良い就業に向けた能力の開発</p> <p>(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体：都道府県及び指定都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い</li> <li>・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入</li> </ul>																					
事業概要及び実績	<p><b>【事業概要】</b>  平成15年4月から、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者であって、かつ、家庭的保育事業の補助者としての経験を有する者については、①指定保育士養成施設においては、当該経験をもって保育実習の一部について履修したものとして取り扱い、また、②保育士試験においてはその経験を中卒・高卒者の受験要件である実務経験に参入できることとしている。  ※保育士資格の取得のためには、①厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設において講義や実習等の所定の科目を履修し卒業するか又は②都道府県が行う保育士試験に合格し、その後、都道府県に備える保育士登録簿に登録されることが必要である。  また、保育士試験については短大卒業程度を受験要件としているが、高卒・中卒の者については児童福祉施設等における一定期間の実務経験を有していることを条件に受験することができることとなっている。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> <td>(平成25年度)</td> <td>(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>							(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	—	—	—	—	—	—	—
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)															
—	—	—	—	—	—	—															
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度														
	—	—	—	—	—	—	—														
評価・今後の方向性	<p>母子家庭の母等について、家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士資格の取得の際に評価し、指定保育士養成施設における保育実習や、保育士試験における実務経験として取り扱うことにより、保育士資格の取得の際の負担軽減や機会の拡大を図るものであり、母子家庭の母等の保育士資格取得及び保育現場における就労の促進に資することから、今後も引き続き実施する。</p>																				

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

エ 母子家庭等及び寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦)

- (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施
- (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正により、母子・父子自立支援員の委嘱主体を都道府県知事から市長及び福祉事務所設置町村長まで拡大するとともに、その業務※に母子家庭の母等に対する職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことが規定されている。さらに、母子・父子自立支援員はその職務を行うにあたり、関係機関と常に密接な連携を図ること、地方公共団体においては研修会の開催等その資質の向上に努めること等を通知しており、国は、県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の資質向上のための全国研修会を開催している。

また、平成26年度より母子・父子自立支援員に加えて、地方自治体の相談窓口就業支援専門員を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化している。

※ 母子・父子自立支援員は、母子家庭の母等に対して、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行いつつ、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行っている。

【事業実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
母子・父子自立支援員数(人)	1,553	1,557	1,574	1,601	1,622	1,644
						就業支援専門員数
						—

予 算 額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	—	—	—	—	—	—

評価・今後の方向性 母子家庭の母等の状況に応じた就業あっせんは、母子家庭の母等の就業支援に資する事業であることから、今後も引き続き実施する。

<p>(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援          才 公共職業訓練の実施(実施主体：都道府県)          都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者とその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施</p>																																			
事業概要及び実績	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において、母子家庭の母等を含めた求職者に対して、離職者訓練等の公共職業訓練を実施している。</li> <li>・特に母子家庭の母等に対しては、就業に向けた意欲喚起、意識付けに重点を置いた準備講習や訓練中の託児サービスを付加した訓練コースの設定等、その特性や事情に配慮した職業訓練を実施している。</li> </ul> <p>【事業実績】</p> <p>○公共職業訓練（離職者訓練）受講者数及び就職率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>29,342人</td> <td>75,134人</td> <td>98,305人</td> <td>115,643人</td> <td>121,189人</td> <td>110,973人</td> </tr> <tr> <td>就職率（施設内訓練）</td> <td>66.0%</td> <td>63.4%</td> <td>67.9%</td> <td>71.6%</td> <td>73.0%</td> <td>72.9%</td> </tr> <tr> <td>就職率（委託訓練）</td> <td>62.5%</td> <td>57.4%</td> <td>62.4%</td> <td>66.8%</td> <td>69.2%</td> <td>72.0%</td> </tr> </tbody> </table>								(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	受講者数	29,342人	75,134人	98,305人	115,643人	121,189人	110,973人	就職率（施設内訓練）	66.0%	63.4%	67.9%	71.6%	73.0%	72.9%	就職率（委託訓練）	62.5%	57.4%	62.4%	66.8%	69.2%	72.0%
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)																													
受講者数	29,342人	75,134人	98,305人	115,643人	121,189人	110,973人																													
就職率（施設内訓練）	66.0%	63.4%	67.9%	71.6%	73.0%	72.9%																													
就職率（委託訓練）	62.5%	57.4%	62.4%	66.8%	69.2%	72.0%																													
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																												
	110,803,128 の内数	131,204,265 の内数	113,304,120 の内数	109,807,584 の内数	103,961,522 の内数	99,516,168 の内数	102,306,992 の内数																												
評価・今後の方向性	<p>・公共職業訓練については、母子家庭の母等の就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。</p>																																		

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

- (a) 母子家庭の母等及び寡婦に対する起業支援(実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦)  
母子家庭の母等や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等(事業開始資金)を貸付け  
また、母子家庭の母等及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施
- (b) 公共的施設における雇入れの促進(対象：母子家庭等及び寡婦)  
都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進
- (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進(対象：母子・父子福祉団体等)  
売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

- (a) 平成15年度に、母子家庭の母の就業機会の創出を図る観点から、複数の母子家庭の母が共同して起業する場合は、事業開始資金の団体貸付の限度額を適用できるとしている。  
また、母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援講習会等事業により起業家支援に関するセミナーを実施することとし、国は、当該事業に必要な事業費を補助している。
- (b) 平成15年より、都道府県等に対し、都道府県市における非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。また、都道府県担当部局長等会議の場等において、都道府県等における母子家庭の母の雇入れの促進等について要請している。  
さらに、平成25年3月の母子勝ち得の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、改めて要請した。
- (c) 平成25年3月に施行されたの母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力義務が規定されており、会議等を行う場合の議事録の作成等を発注する際、母子・父子福祉団体等について配慮を行うよう、都道府県担当部局長等会議の場において、都道府県等において積極的に事業を発注する等について要請している。

【事業実績】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
(a) 福祉資金貸付金(事業開始資金)の貸付件数(件)	38	39	38	39	23	13	—
(b) 母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて採用された者(人)	432	390	329	408	452	448	—
(c) 地方自治体の調達実績						件数 750 購入額 1,910,434千円	件数 — 購入額 —

	(b, c) 全国厚生労働 関係部局長会議 (厚生分科会)、 全国児童福祉主 管課長会議						
予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	—	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性	<p>(a) 起業は就業による自立の選択肢の一つであり、セミナーにおいて起業の方法等の講習をすることは母子家庭の母の就業支援に資すること、また、事業開始資金は、事業を開始する際に必要な設備、機械等の購入のために必要な貸付制度であることから、今後も引き続き実施する。</p> <p>(b) 毎年度継続的に雇用の実績があることから、今後も都道府県等における取組が進むよう、都道府県担当部局長会議等の場を活用し、引き続き要請を実施する。</p> <p>(c) 都道府県等からの事業受注は母子家庭の母の就業促進につながることから、都道府県担当部局長会議等の場を活用し、引き続き要請を実施する。</p>						

- (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
- キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供
- (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進
- (b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

- (a) 平成25年3月に母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、事業者向けリーフレットを作成し、都道府県等における啓発活動等に資するよう、配布している。
- (b) 母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。このため、平成18年度より、母子家庭の母を相当数雇用している企業等をその就業支援に積極的に取り組んでいる企業として年1回表彰しており、都道府県等における啓発活動等に資するよう、厚生労働省ホームページにおける表彰企業の公表等による情報提供を行っている。

【事業実績】

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行  
○事業者向けリーフレットの作成及び配布

○母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等表彰

表彰企業数 10社 ・母子家庭の母を相当数雇用している企業等 10社	表彰企業数 7社 ・母子家庭の母を相当数雇用している企業等 7社	表彰企業数 11社 ・母子家庭の母を相当数雇用している企業等 11社	表彰企業数 13社 ・母子家庭の母を相当数雇用している企業等 13社	表彰企業数 8社 ・母子家庭の母を相当数雇用している企業等 8社	表彰企業数 0社 -
--	--	--	--	--	---------------

予 算 額 (千 円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	-	-	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	地方公共団体や企業等において母子家庭の母の雇用を促進する社会的な機運を醸成するため、今後も引き続き実施する。						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

ク 母子・父子福祉団体、NPO 等に対する支援

(a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援(対象：母子・父子福祉団体等)

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体：都道府県 対象：母子・父子福祉団体)

母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用

(c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

事業概要及び実績

【事業概要】

(a)について

・都道府県や市町村等と密接な連携を図りつつ、母子家庭等就業・自立支援センター事業を受託している母子・父子福祉団体等が無料職業紹介事業等を実施する場合において、求人情報の提供を求める場合は、その要請に応じてハローワークの求人情報を定期的に提供するなどの支援、協力を実施している。

・都道府県等及びその所管する関係団体における職員(非常勤を含む)の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。また、都道府県担当部局長等会議の場等において、都道府県等における母子家庭の母の雇入れの促進等について要請している。

・都道府県担当部局長等会議の場等において、無料職業紹介事業者等である母子家庭等就業・自立支援センターに対してハローワークが求人情報を提供すること等の周知をしている。

(b)について

・母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業として社会福祉事業等を行う場合には、母子福祉資金等の貸付けの対象としている。

(c)について

・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」には、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が規定されており、都道府県担当部局長等会議の場等において、事業を発注する等の際に母子・父子福祉団体等について配慮するよう要請している。

【事業実績】

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)

○福祉資金貸付金における団体貸付の実績(件数及び金額)

0 0 0 0 0 0 —

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予 算 額 (千円)	貸付金 5,040,000	5,040,000	5,040,000	5,160,383	5,040,000	5,040,000	5,040,000
評価・今後の方向性	母子家庭等の経済的自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への求人情報の提供や、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業として社会福祉事業等を行う場合の母子福祉資金の貸付け、母子・父子福祉団体等から優先的に物品及び役務を調達することは、母子家庭の母等の就業の促進を図るため、今後も引き続き実施する。						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 就業支援策

ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

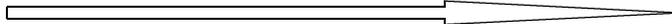
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

事業概要及び実績

【事業概要】

・在宅就業推進事業（母子家庭等就業・自立支援事業）  
 平成20年度より、在宅就業において必要なスキルの向上を目的とするセミナー事業や、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有に資するためのサロン事業、在宅就業における仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、地方自治体が在宅就業者等に必要な支援を行えるよう補助をしている。  
 ・ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）  
 平成21年度から平成25年度まで、在宅就業支援事業を実施し、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることができるよう、国は地方自治体に対し補助している。

【事業実績】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
○在宅就業推進事業（母子家庭等就業・自立支援事業）							
実施箇所数	3	2	3	2	6	5	—
○ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）							
実施箇所数	45自治体（50事業） 						

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予 算 額（千円）	2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数	9,095,041 の内数
	—	25,000,000	—	—	11,800,000 の内数	—	—

評価・今後の方向性

在宅就業支援については、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書において、費用対効果を踏まえた上で厳しい評価となったが、本事業の目的や趣旨等は意義あるものであり、また、本事業によって、事業実施者等の運営の方法次第で、在宅就業を希望するひとり親への支援に一定の成果を上げられると言えることと評価されていることから、今後も在宅就業支援を実施していく。なお、ひとり親家庭等在宅就業支援事業（安心こども基金）については、平成25年度末に終了したところ。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 特別相談事業の拡充(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修の実施

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

(d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・養育費相談支援センター事業において、養育費の取り決めの方法や取得手続き等に関するリーフレットを作成し、地方自治体に配布している。また、同事業において、母子・父子自立支援員、婦人相談員や養育費相談支援専門員に対し養育費に関する研修を実施している。
- ・国は、地方自治体が母子家庭等就業・自立支援センターに養育費相談支援専門員を配置し、相談や家庭裁判所等への同行支援を行うとともに、専門家による助言を行う特別相談を実施する場合に必要な経費の一部を補助している。

【事業実績】

○養育費相談支援センター事業における情報提供事業及び研修事業の実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (上半期)
情報提供事業(自治体へ配布したリーフレット等の部数)(部)	467,391	383,560	349,939	116,784	203,540	108,230	91,390
研修の実施状況							
全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会	(回数) (回) (参加者) (人)	1 90	1 131	1 145	1 125	1 109	1 115

養育費専門相談員等研修	(回数) (回)	1	2	2	1	1	1	
	(参加者) (人)	38	114	145	31	39	39	
地域研修会	(回数) (回)	—	—	—	8	8	8	1
	(参加者) (人)	—	—	—	378	336	291	22
講師派遣	(延件数) (件)	63	86	58	75	72	90	59
	(参加者) (人)	4,094	2,531	1,554	2,102	1,788	2,882	778

(平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) (平成25年度) (平成26年度)  
 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費関係の相談件数 (件)  
 1,051 1,161 1,279 1,433 1,322 1,384 —

予 算 額 (千円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
養育費相談支援センター事業	68,252	67,540	61,938	60,128	59,169	57,168	56,040
母子家庭等就業・自立支援センター事業	2,439,094 の内数	3,431,222 の内数	3,474,220 の内数	3,537,607 の内数	3,646,953 の内数	9,733,852 の内数	9,095,041 の内数
評価・今後の方向性	毎年度母子家庭等への相談支援や情報提供等が着実に実施されている。養育費の取り決めや支払いが適切に行われるためには相談支援や広報啓発が必要であり、今後も引き続き実施する。						

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

④ 経済的支援策

ア 母子父子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県 対象：母子家庭等及び寡婦)

母子家庭等や寡婦に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・母子・父子自立支援員は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供をはじめとした、母子家庭の母等の自立に必要な情報提供を行っている。
- ・国は都道府県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の全国研修会を開催し、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る業務の遂行上の課題等について重点的に研修を実施している。

【事業実績】

○母子・父子自立支援員数

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
1,553人	1,557人	1,574人	1,601人	1,622人	1,644人	— 人

予算額(千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
—	—	—	—	—	—	—

評価・今後の方向性

母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供については、父子福祉資金の創設(平成26年10月実施)等の改正が行われており、地方公共団体において母子家庭の母等に対して情報提供を積極的に行う必要もあることから、今後も引き続き実施する。また、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施については、母子父子寡婦福祉資金の貸付に当たり、地方公共団体において詳細な事項について質問する必要がある場合もあることから、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

④ 経済的支援策

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市町村 対象：母子家庭等)

母子家庭の母等に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母等に対する適切な自立支援を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・母子・父子自立支援員は、児童扶養手当に関する情報提供をはじめとした、母子家庭の母等の自立に必要な情報提供を行っている。
- ・平成22年の児童扶養手当法の改正に伴い、通知において、母子・父子自立支援員は、父子家庭に対しても必要な支援を行うことができるものとされた。
- ・平成26年の母子及び寡婦福祉法の改正により、法律においても、父子家庭に対する支援が対象とされるとともに、その名称が「母子自立支援員」から「母子・父子自立支援員」に改称された。同改正により、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子母子自立支援員をはじめとした、母子家庭等の自立支援に従事する人材の確保及び資質の向上を図る努力義務が規定された。
- ・平成26年度より地方自治体の相談窓口にも母子・父子自立支援員に加えて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援の質・量の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化している。
- ・国は都道府県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の全国研修会を開催している。
- ・国は、全国会議の場を通じて、各自治体に対し、児童扶養手当制度の改正内容等を周知するとともに、児童扶養手当の認定等の際に、プライバシーの保護に十分配慮することや、ひとり親家庭に関する他の支援制度（就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等）に関する案内や取り次ぎ等の必要な支援が行われるよう依頼している。

【事業実績】

○母子・父子自立支援員数

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)
1,553人	1,557人	1,574人	1,601人	1,622人	1,644人	— 人

予 算 額 (千 円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
—	—	—	—	—	—	—

評価・今後の方向性

児童扶養手当制度に関する情報提供については、父子家庭への支給（平成22年8月）や、公的年金との併給制限の見直し（平成26年12月）などの制度改正が行われており、地方公共団体において母子家庭の母等に対して情報提供を積極的に行う必要もあることから、今後も引き続き実施する。  
また、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務の実施については、児童扶養手当の支給要件が多岐にわたっており、詳

細な事項について質問する必要がある場合もあることから、今後も引き続き実施する。

児童扶養手当窓口において、生活及び就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進することについては、児童扶養手当法第28条の2の規定もあることから、今後も引き続き実施する。

○母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）新旧対照表

改正案	現行	改正理由
<p>母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針</p> <p>目次 はじめに 第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項</p> <p>はじめに 1. 方針のねらい (1) 母子家庭等施策の必要性 我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)が増加している。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。 母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。 こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。 一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成22年で360万円となっている。その一方で、パート・ア</p>	<p>母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針</p> <p>目次 はじめに 第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項</p> <p>はじめに 1. 方針のねらい (1) 母子家庭等施策の必要性 我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)、特に母子家庭の増加が顕著である。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。 母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所入所待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その84.5%が就業しているにもかかわらず、平均年収は213万円と低い水準にとどまっているのが現状である。臨時・パートタイムの形態での就労が43.6%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。 こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。 一方、父子家庭については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均収入は平成17年で421万円となっている。その一方で、近年は、家計面での困難が</p>	<p>母子世帯の増加率が大きくない。</p> <p>?</p> <p>・数値等の更新 ・現行の「平均年収」は世帯全体の収入となっており、親自身の就労収入がわからない。</p>

ルバイト等の形態で就労する者が 8.0 %と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成 22 年で 175 万円と低い水準となっている。また、母子家庭に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、就業の支援、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

このような母子家庭等の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は、平成 24 年で 54.6%（平成 22 年 50.8%）となっており、平成 22 年の国際比較では、OECD 諸国の中でも高くなっている。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみならず、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体や NPO 等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

## (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和 27 年に戦争未亡人対策から始まり 50 年以上の歴史を持っており、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じた見直しが行われてきた。

平成 14 年には母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する地方公共団体において、母子・父子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、

あるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

・数値等の更新

・子どもの貧困対策が課題である。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみならず、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体や NPO 等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

## (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和 27 年に戦争未亡人対策から始まり 50 年以上の歴史を持っているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成 14 年 11 月 22 日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 119 号)が成立した。

平成 14 年の母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとされた。

次に、平成 22 年にはひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになった。

また、平成 24 年には、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。)が成立した。

さらに、平成 26 年には、母子家庭等の親等が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)による母子家庭等への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備など母子家庭等に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられることとなった。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等及び寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

## 2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

### 第 1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関しては、厚生労働省の「全国母子世帯等調査(平成 23 年 11

に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する地方公共団体において、母子・父子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定することとなった。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成 24 年 9 月 14 日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。)が成立した。特別措置法第 2 条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)等、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

## 2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成 20 年度から平成 26 年度までの 7 年間とする。

### 第 1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、厚生労働省の「全国母子世帯等調査(平成 18 年 11 月 1 日現在。ただし、寡婦に関しては平

平成 22 年の児童扶養手当法の改正。

平成 26 年の母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正。

対象期間の更新

数値等の更新

月 1 日現在)」、寡婦に関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調査(平成 26 年 8 月 1 日現在)による。

### 1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和 39 年以降毎年増加し、昭和 58 年をピークに減少傾向となったが、平成 3 年から再び増加を始め、平成 14 年には 289,836 件(厚生労働省「人口動態統計」と、過去最高となった。平成 15 年からは再び減少傾向となり、平成 25 年の離婚件数は、231,383 件(厚生労働省「人口動態統計」となっている。

### 2. 世帯数等の推移

(1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)」の数は、平成 22 年で 755,972 世帯となっており、平成 17 年の 749,048 世帯と比べ 0.9 %増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)」の数は、平成 22 年で 88,689 世帯となっており、平成 17 年の 92,285 世帯と比べ 3.9 %減少している。両世帯数の合計は、平成 22 年で 844,661 世帯となっており、平成 17 年の 841,333 世帯と比べ 0.4 %増加している。

(2) 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が 7.5%(平成 18 年 9.7%)と減少する一方、生別世帯が 92.5%(平成 18 年 89.6%)と増加している。また、父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が 16.8%(平成 18 年 22.1%)と減少する一方、生別世帯が 83.2%(平成 18 年 77.4%)と増加している。

(3) 寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが 60.8%(平成 15 年度全国母子世帯等調査 42.3%)となっており、生別の割合が増加している。

(4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成 22 年度末は 1,055,181 世帯、平成 23 年度末は 1,070,211 世帯、平成 24 年度末には 1,083,317 世帯、平成 25 年度末は 1,073,790 世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」、増加傾向にあったが、平成 25 年度末は減少に転じている。

### 3. 年齢階級別状況等

(1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は 33.0 歳(平成 18 年 33.9 歳)で、そのときの末子の平均年齢は 4.7 歳(平成 18 年 5.2 歳)となっている。

母子世帯の母の平均年齢は 39.7 歳(平成 18 年 39.4 歳)で、末子の平均年齢は 10.7 歳(平成 18 年 10.5 歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

(2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は 38.5 歳(平成 18 年 37.4 歳)で、そのときの末子の平均年齢は 6.2 歳(平成 18 年 6.2 歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は 44.7 歳(平成 18 年 43.1 歳)で、末子の平均年齢は 12.3 歳(平成 18 年 11.5 歳)となっており、父子とも平均年齢が上がっている。

(3) 寡婦の平均年齢は 57.1 歳(平成 15 年度全国母子世帯等調査 56.5 歳)で、年齢分布としては「60～64 歳」の階層が 40.3 %

成 15 年 11 月 1 日現在。)」による。

### 1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和 39 年以降毎年増加し、昭和 58 年をピークに減少傾向となったが、平成 3 年から再び増加を始め、平成 14 年には 289,836 件(厚生労働省「人口動態統計」と、過去最高となった。平成 15 年からは再び減少傾向となり、平成 18 年の離婚件数は、257,475 件(厚生労働省「人口動態統計」となっている。

### 2. 世帯数等の推移

(1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)」の数は、平成 17 年で 749,048 世帯となっており、平成 12 年の 625,904 世帯と比べ 19.7 %増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)」の数は、平成 17 年で 92,285 世帯となっており、平成 12 年の 87,373 世帯と比べ 5.6 %増加している。

(2) 母子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が 9.7%(平成 15 年 12.0%)と減少する一方、生別世帯が 89.6%(平成 15 年 87.8%)と増加している。また、父子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が 22.1%(平成 15 年 19.2%)と増加する一方、生別世帯が 77.4%(平成 15 年 80.2%)と減少している。

(3) 寡婦の数は、1,081,900 世帯と推計される。母子世帯における生別世帯の増加を反映して、寡婦においても、生別によるものが 42.3%(平成 10 年 37.0%)となっており、生別の割合が増加している。

(4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成 15 年度末は 871,161 世帯、平成 16 年度末は 911,470 世帯、平成 17 年度末は 936,579 世帯、平成 18 年度末には 955,741 世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」、毎年増加している。

### 3. 年齢階級別状況等

(1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は 31.8 歳(平成 15 年 33.5 歳)で、そのときの末子の平均年齢は 5.2 歳(平成 15 年 4.8 歳)となっている。

母子世帯の母の平均年齢は 39.4 歳(平成 15 年 39.1 歳)で、末子の平均年齢は 10.5 歳(平成 15 年 10.2 歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

(2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は 37.4 歳(平成 15 年 38.3 歳)で、そのときの末子の平均年齢は 6.2 歳(平成 15 年 6.2 歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は 43.1 歳(平成 15 年 44.1 歳)で、末子の平均年齢は 11.5 歳(平成 15 年 11.9 歳)となっており、父子とも平均年齢が下がっている。

(3) 寡婦の平均年齢は 56.5 歳(平成 10 年 56.3 歳)で、年齢分布としては「60～64 歳」の階層が 35.9 %で最も多くなっている。

で最も多くなっている。

#### 4. 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で **29.8 % (平成 18 年 34.7 %)**、死別世帯が **61.8 % (平成 18 年 64.0 %)**、生別世帯が **27.2 % (平成 18 年 31.7 %)** となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家 **32.6 % (平成 18 年 30.4 %)**、公営住宅 **18.1 % (平成 18 年 15.0 %)**、実家等での同居 **11.0 % (平成 18 年 7.9 %)** 等となっている。
- (2) 父子世帯の持ち家率は、**66.8 % (平成 18 年 58.3 %)** となっている。持ち家以外については、借家 **15.2 % (平成 18 年 11.1 %)**、公営住宅 **4.8 % (平成 18 年 6.5 %)**、実家等での同居 **7.8 % (平成 18 年 18.1 %)** 等となっている。
- (3) 寡婦の持ち家率は、**64.5 % (平成 15 年度全国母子世帯等調査 60.9 %)** となっている。持ち家以外については、公営住宅 **14.9 % (平成 15 年度全国母子世帯等調査 12.3 %)**、借家 **11.8 % (平成 15 年度全国母子世帯等調査 16.4 %)**、実家等での同居 **5.6 % (平成 15 年度全国母子世帯等調査 4.1 %)** 等となっている。

#### 5. 就業状況

- (1) 母子世帯の母の **80.6 % (平成 18 年 84.5 %)** が就業しており、就業している者のうち**正規の職員・従業員が 39.4 % (平成 18 年常用雇用者 42.5 %)**、**パート・アルバイト等が 47.4 % (平成 18 年臨時・パート 43.6 %)** 等となっている。母子世帯になる前に就業していた者の割合は **73.7 % (平成 18 年 69.3 %)** (うち**正規の職員・従業員 29.5 % (平成 18 年常用雇用者 28.7 %)**、**パート・アルバイト等 52.9 % (平成 18 年臨時・パート 48.9 %)**) であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、**69.1 % (平成 18 年 75.6 %)** が現在就業している (**正規の職員・従業員 31.1 % (平成 18 年常用雇用者 37.7 %)**、**パート・アルバイト等 57.4 % (平成 18 年臨時・パート 51.6 %)**)。現在従事している仕事の内容は、事務が **21.8 % (平成 18 年 25.2 %)**、サービス職業が **23.0 % (平成 18 年 19.6 %)** となっている。勤務先事業所の規模は、6 ~ 29 人のものが最も多く、300 人未満の規模までで全体の**約 6 割**となっている。

また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、**55.7 % (平成 18 年 56.9 %)** と減少しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も **60.7 % (平成 18 年 76.6 %)** と減少している。

さらに、現在就業している者のうち、**31.9 % (平成 18 年 33.8 %)** が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が **52.6 % (平成 18 年 49.7 %)** と約半分を占めている。

- (2) 父子世帯の父は、父子世帯になる前に就業していた者の割合が **95.7 % (平成 18 年 98.0 %)** とほとんどが就業しており、その後も **91.3 % (平成 15 年 97.5 %)** と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、**正規の職員・従業員が 67.2 % (平成 18 年常用雇用者 72.2 %)**、**自営業が 15.6 % (平成 15 年事業主 16.5 %)**、**パート・アルバイト等が 8.0 % (平成 18 年臨時・パート 3.6 %)** となっている。

#### 4. 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で **34.7 %**、死別世帯が **64.0 %**、生別世帯が **31.7 %** となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家 **30.4 %**、公営住宅 **15.0 %**、実家等での同居 **7.9 %** 等となっている。
- (2) 父子世帯の持ち家率は、**58.3 % (平成 15 年 57.7 %)** となっている。持ち家以外については、借家 **11.1 % (平成 15 年 10.4 %)**、公営住宅 **6.5 % (平成 15 年 6.0 %)**、実家等での同居 **18.1 % (平成 15 年 19.8 %)** 等となっており、平成 15 年と比べ、あまり大きな変化は見られない。
- (3) 寡婦の持ち家率は、**60.9 % (平成 10 年 59.8 %)** となっている。持ち家以外については、公営住宅 **12.3 % (平成 10 年 10.1 %)**、借家 **16.4 % (平成 10 年 16.1 %)**、実家等での同居 **4.1 % (平成 10 年 4.5 %)** 等となっている。

#### 5. 就業状況

- (1) 母子家庭の母の **84.5 % (平成 15 年 83.0 %)** が就業しており、就業している者のうち**常用雇用者が 42.5 % (平成 15 年 39.2 %)**、**臨時・パート (臨時・パートタイムの形態で就労する者をいう。以下同じ。)が 43.6 % (平成 15 年 49.0 %)** 等となっている。母子家庭になる前に就業していた者の割合は **69.3 % (平成 15 年 66.9 %)** (うち**常用雇用者 28.7 % (平成 15 年 30.3 %)**、**臨時・パート 48.9 % (平成 15 年 50.5 %)**) であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、**75.6 % (平成 15 年 73.7 %)** が現在就業している (**常用雇用者 37.7 % (平成 15 年 33.9 %)**、**臨時・パート 51.6 % (平成 15 年 57.1 %)**)。現在従事している仕事の内容は、事務が **25.2 % (平成 15 年 24.3 %)**、サービス業が **19.6 % (平成 15 年 23.7 %)** となっている。勤務先事業所の規模は、6 ~ 29 人のものが最も多く、300 人未満の規模までで全体の**約 7 割**となっている。

また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、**56.9 % (平成 15 年 52.2 %)** と増加しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も **76.6 % (平成 15 年 57.2 %)** と大きく増加している。

さらに、現在就業している者のうち、**33.8 % (平成 15 年 34.8 %)** が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が **49.7 % (平成 15 年 54.5 %)** と約半分を占めている。

- (2) 父子世帯の父は、父子世帯になる前に就業していた者の割合が **98.0 % (平成 15 年 98.4 %)** とほとんどが就業しており、その後も **97.5 % (平成 15 年 91.2 %)** と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、**常用雇用者が 72.2 % (平成 15 年 75.9 %)**、**事業主が 16.5 % (平成 15 年 15.1 %)**、**臨時・パートが 3.6 % (平成 15 年 1.8 %)** 等となっている。

現在就業している者のうち、24.2%が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」が47.6%と約半分を占めている。

- (3) 寡婦は86.7%(平成15年度全国母子世帯等調査68.1%)が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が34.1%(平成15年度全国母子世帯等調査 常用雇用者35.9%)、パート・アルバイト等35.7%(平成15年度全国母子世帯等調査 臨時・パート40.0%)等となっている。

#### 6. 収入状況

- (1) 母子世帯の平成22年の年間の平均収入金額(就労収入、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。)は(平均世帯人員3.42人)、291万円(平成17年213万円)となっている。また、母子世帯の母の平均年間就労収入は、181万円となっている。
- (2) 父子世帯の平成22年の年間の平均収入金額は(平均世帯人員3.77人)、455万円(平成17年421万円)となっている。また、父子世帯の父の平均年間就労収入は、360万円となっている。
- (3) 母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校129万円、高校169万円、高等専門学校199万円、短大186万円、大学・大学院297万円、専修学校・各種学校201万円となっている。
- (4) 父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校233万円、高校356万円、高等専門学校276万円、短大302万円、大学・大学院555万円、専修学校・各種学校324万円となっている。

#### 7. 相対的貧困率

厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は、平成24年で54.6%(平成22年50.8%)となっており、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高い。

#### 8. 養育費の取得状況

- (1) 離婚母子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、37.7%(平成18年38.8%)となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%(平成18年47.0%)と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.1%(平成18年23.7%)、「取決め交渉をしたがまとまらなかった」8.0%(平成18年9.5%)となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.7%(平成18年19.0%)、受けたことがある者が15.8%(平成18年16.0%)、受けたことがない者が60.7%(平成18年59.1%)となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額43,482円(平成18

- (3) 寡婦は68.1%(平成10年66.7%)が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が35.9%(平成10年42.6%)、臨時・パートが40.0%(平成10年33.9%)等となっている。

#### 6. 収入状況

- (1) 母子世帯の平成17年の年間の平均収入金額(就労収入、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。)は(平均世帯人員3.30人)、213万円(平成14年212万円)となっている。
- (2) 父子世帯の平成17年の年間の平均収入金額は(平均世帯人員4.02人)、421万円(平成14年390万円)となっている。

#### 7. 養育費の取得状況

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%(平成15年34.0%)となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%(平成15年48.0%)と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%(平成15年20.6%)、「取決め交渉をしたがまとまらなかった」9.5%(平成15年9.8%)となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%(平成15年17.7%)、受けたことがある者が16.0%(平成15年15.4%)、受けたことがない者が59.1%(平成15年66.8%)となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円(平成15年44,660円)となっている。

子どもの貧困対策が課題である。

年 42,008 円)となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の 54.4 % (平成 18 年 54.4 %) であるが、そのうち相談相手は、親族が 43.9 % (平成 18 年 45.9 %) で最も多く、次いで家庭裁判所 24.4 % (平成 18 年 25.5 %)、弁護士 12.4 % (平成 18 年 14.1 %)、知人・隣人 8.8 % (平成 18 年 7.1 %) 等となっている。

- (2) 離婚父子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、17.5 % (平成 18 年 15.5 %) となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 34.8 % (平成 18 年 36.0 %) と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が 21.5 % (平成 18 年 32.2 %)、「相手と関わりたくない」が 17.0 % (平成 18 年 18.2 %) となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が 4.1 %、受けたことがある者が 2.9 %、受けたことがない者が 89.7 % となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の 1 世帯当たりの平均額は、月額 32,238 円 (平成 18 年 22,500 円) となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の 27.8 % (平成 18 年 38.5 %) であるが、そのうち相談相手は、親族が 44.8 % (平成 18 年 56.1 %) で最も多く、次いで家庭裁判所 22.4 % (平成 18 年 19.3 %)、弁護士 11.2 % (平成 18 年 8.8 %)、知人・隣人 11.2 % (平成 18 年 3.5 %) 等となっている。

## 9. 面会交流の実施状況

- (1) 離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は 23.4 %、現在も面会交流を行っている世帯は 27.7 % となっている。
- (2) 離婚父子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は 16.3 %、現在も面会交流を行っている世帯は 37.4 % となっている。

## 10. 子どもの状況等

- (1) 母子世帯における 1 世帯当たりの子ども (20 歳未満) の数は、「1 人」が 54.7 % (平成 18 年 54.1 %)、「2 人」が 34.5 % (平成 18 年 35.6 %) となっており、平均 1.58 人 (平成 18 年 1.58 人) となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が 31.3 % (平成 18 年 35.2 %) で最も多く、中学生のいる世帯が 20.5 % (平成 18 年 19.4 %)、高校生のいる世帯が 20.4 % (平成 18 年 18.9 %) となっている。

小学校入学前の子どもがいる母子世帯は全体の 16.2 % (平成 18 年 17.1 %) となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が 61.7 % (平成 18 年 65.3 %) と最も高く、また、その割合が減少し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。

- (2) 父子世帯における 1 世帯当たりの子ども (20 歳未満) の数は、「1 人」が 54.7 % (平成 18 年 50.3 %)、「2 人」が 36.0 % (平成 18

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の 54.4 % (平成 15 年 54.0 %) であるが、そのうち相談相手は、親族が 45.9 % (平成 15 年 43.2 %) で最も多く、次いで家庭裁判所 25.5 % (平成 15 年 26.5 %)、弁護士 14.1 % (平成 15 年 11.4 %)、知人・隣人 7.1 % (平成 15 年 7.7 %) 等となっている。

## 8. 子どもの状況等

- (1) 母子世帯における 1 世帯当たりの子ども (20 歳未満) の数は、「1 人」が 54.1 % (平成 15 年 55.0 %)、「2 人」が 35.6 % (平成 15 年 34.7 %) となっており、平均 1.58 人 (平成 15 年 1.58 人) となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が 35.2 % (平成 15 年 33.2 %) で最も多く、その割合が増加している。

小学校入学前の児童のいる母子世帯は全体の 17.1 % (平成 15 年 19.2 %) となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が 65.3 % (平成 15 年 62.9 %) と最も高く、また、その割合が増加し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が減少している。

- (2) 父子世帯における 1 世帯当たりの子ども (20 歳未満) の数は、「1 人」が 50.3 % (平成 15 年 56.0 %)、「2 人」が 38.7 % (平成 15

年 38.7 %)となっており、平均は 1.56 人(平成 18 年 1.62 人)となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が 27.9 %(平成 18 年 31.0 %)と最も多く、中学生のいる世帯が 24.5 %(平成 18 年 24.1 %)、高校生のいる世帯が 25.1 %(平成 18 年 21.4 %)となっている。小学校入学前の子どものいる父子世帯は全体の 8.1 %(平成 18 年 12.1 %)となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が 67.6 %(平成 18 年 46.2 %)と最も高く、その割合が増加している。

- (3) 母子世帯及び父子世帯の 16 歳の子どものうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で高等学校に在籍している者の割合は 92.8%、高等専門学校に在籍している者の割合は 1.1%、就労している者の割合は 0.8%となっている。また、19 歳の子どものうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は 23.9%、専修学校及び各種学校に在籍している者の割合は 17.8%、就労している者の割合は 33.0%となっている。

#### 1.1. その他

##### (1) 公的制度の利用状況等

公共職業安定所を利用したことがある者が、母子世帯で 69.1 %、父子世帯で 49.4 %となっており、制度を知らなかった者が 2.2 %、父子世帯で 4.5 %となっている。

一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用したことがある者は、母子世帯で 4.7 %、父子世帯で 1.7 %であり、制度を知らなかった者が、母子世帯で 46.4 %、父子世帯で 45.0 %であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがある者が母子世帯で 8.1 %、父子世帯で 0.7 %であり、制度を知らなかった者が、母子世帯で 35.1 %、父子世帯で 45.8 %、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがある者が母子世帯で 1.5 %、制度を知らなかった者が、母子世帯で 49.7 %、母子福祉資金については、利用したことがある者が母子世帯で 6.3 %、制度を知らなかった者が 63.6 %となっている。

##### (2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が 56.1 %(平成 18 年 56.4 %)と最も多く、「しつけ」が 15.6 %(平成 18 年 19.0 %)で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が 51.8 %(平成 18 年 50.6 %)と最も多く、「しつけ」が 16.5 %(平成 18 年 12.8 %)で次いでいる。

##### (3) 困っていること

- ① 母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が 45.8 %(平成 18 年 46.3 %)で最も多く、「仕事」19.1 %(平成 18 年 18.1 %)、「住居」13.4 %(平成 18 年 12.8 %)の順となっている。

年 33.5 %)となっており、平均は 1.62 人(平成 15 年 1.57 人)となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が 31.0 %(平成 15 年 32.6 %)と最も多く、中学生のいる世帯が 24.1 %(平成 15 年 18.9 %)、高校生のいる世帯が 21.4 %(平成 15 年 21.1 %)となっている。

小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の 12.1 %(平成 15 年 13.3 %)となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が 46.2 %(平成 15 年 60.6 %)と最も高いものの、その割合が減少している。

#### 9. その他

##### (1) 公的制度等の利用状況

母子世帯及び父子世帯ともに、公的制度等を利用する割合はあまり高くない。その中で、比較的に利用されているのは、公共職業安定所、市町村福祉関係窓口、福祉事務所である。

また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい制度として、母子福祉資金が 49.5 %で最も多く、次いで、自立支援教育訓練給付金事業の 39.8 %、母子家庭等就業・自立支援センター事業の 37.4 %等となっている。

##### (2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で 55.8 %(平成 15 年 50.3 %)、女の子で 56.9 %(平成 15 年 55.9 %)とともに最も多く、「しつけ」が男の子で 18.9 %(平成 15 年 21.8 %)、女の子で 19.0 %(平成 15 年 17.1 %)で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で 53.2 %(平成 15 年 40.9 %)、女の子で 47.1 %(平成 15 年 25.8 %)とともに最も多く、次いで、男の子では「食事・栄養」が 10.6 %(平成 15 年 21.5 %)、女の子では「しつけ」が 18.6 %(平成 15 年 28.8 %)となっている。

##### (3) 困っていること

- ① 母子世帯における困っている内容については、「家計」が 46.3 %(平成 15 年 43.7 %)で最も多く、「仕事」18.1 %(平成 15 年 22.5 %)、「住居」12.8 %(平成 15 年 17.4 %)の順となっている。

子どもの貧困対策が課題である。(子供の貧困対策大綱に掲げられている指標)

支援施策の利用や認知度が低調であることが課題。

② 父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が36.5%（平成18年40.0%）で最も多く、「仕事」17.4%（平成18年12.6%）、「家事」が12.1%（平成18年27.4%）の順となっている。

③ 寡婦における困っている内容については、「家計」が23.8%（平成15年度全国母子世帯等調査26.8%）と最も多く、「自分の健康」21.5%（平成15年度全国母子世帯等調査29.1%）、「親族の健康・介護」が20.5%の順となっている。

(4) 相談相手について

相談相手が有りとは回答があったのは、母子世帯では80.4%（平成18年76.9%）、父子世帯では56.3%（平成18年59.4%）、寡婦では85.0%（平成15年度全国母子世帯等調査77.2%）となっている。

相談相手が有りとは回答した者のうち、相談相手が公的機関とは回答があったのは、母子世帯では2.4%（平成18年1.2%）、父子世帯では3.6%（平成18年0.9%）、寡婦では4.3%（平成15年度全国母子世帯等調査0.7%）となっている。

また、相談相手がいないとは回答した者のうち、相談相手が欲しいとは回答した者は、母子世帯では61.8%（平成18年67.9%）、父子世帯では50.4%（平成18年53.8%）、寡婦では9.6%（平成15年度全国母子世帯等調査61.5%）となっている。

1.2. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、パート・アルバイト等の割合が増加し、就労収入は、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の子どもに対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員をはじめとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が増加している。

父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であり、就労収入は母子世帯の約2倍となっている。その一方で、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入は低い水準にとどまる。このため、家計に困難を抱える世帯があるほか、母子家庭に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、相談相手が少ない。また、子どもの「教育・進学」や

② 父子世帯における困っている内容については、「家計」が40.0%（平成15年31.5%）で最も多く、「家事」27.4%（平成15年34.6%）、「仕事」12.6%（平成15年14.2%）の順となっている。

③ 寡婦における困っている内容については、「健康」が29.1%と最も多く、次いで「家計」が26.8%となっている。

(4) 相談相手について

相談相手が有りとは回答があったのは、母子世帯では76.9%（平成15年80.7%）、父子世帯では59.4%（平成15年50.6%）、寡婦では77.2%となっている。

1.0. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、就業状況は、臨時・パートの割合が減少し、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。

寡婦については、健康面で困っているとの回答が最も多いことから、日常生活面の支援等が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。

父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。

また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手がいない者の割合が高い。

父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとす

上記の動向を踏まえた記述の見直し。

「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、父子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の子どもに対する支援等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。

また、母子・父子自立支援員による相談・支援をはじめとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

## 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

### 1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

#### (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等及び寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定を踏まえ、母子家庭等及び寡婦が、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立

る者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

## 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

### 1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

#### (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自ら母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立

平成26年の母子及び寡婦福祉法の改正(以下「法改正」という。)を踏まえ追加。(母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2)

促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭生活向上生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業（以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。）、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」）等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

### (2) 関係機関相互の協力

母子家庭等及び寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせて実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭等及び寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭等及び寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

### (3) 相談機能の強化

母子・父子自立支援員は、母子家庭等及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要な適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭等及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

### (2) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母等については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の母等の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

### (3) 相談機能の強化

平成15年度に、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されている。また、平成26年度に、母子自立支援員の名称を母子・父子自立支援員に改めることとした。これにより、母子・父子自立支援員は、母子家庭等及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要な適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭等及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用

法改正を踏まえ事業名を改称

法改正を踏まえ追加（母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2）

都道府県等及び市等は、母子家庭等及び寡婦がその悩みや課題の内容の如何にかかわらず、まず、相談でき、その家庭に応じた適切な支援を受けることができるよう、福祉事務所等の相談窓口、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更に就業支援専門員を配置するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や支援機関との連携を密にすることにより具体的な支援メニューにつなげるワンストップの支援体制を整備することが重要である。また、併せて、相談支援を担う人材を確保すること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

#### (4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするためには、一般の子育て支援とともに、母子家庭の母等のニーズに応じた子育て・生活支援を適切に組み合わせる支援することが重要である。これまでも、母子家庭等の母居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、母子家庭の母等に対する生活講習会や情報交換の場の提供等を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充することが求められる。また、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援や児童訪問援助等の母子家庭等の子どもを対象とした支援を更に拡充していくことが重要である。

#### (5) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援にあたっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母等の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、母子家庭の母等の学び直しの視点も含め、就業支援を拡充することが求められる。

#### (6) 養育費の確保及び面会交流の支援の強化

し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

さらに、都道府県等及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決め等に関する相談等を行うことが求められる。

#### (2) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母等については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の母等の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

平成26年度から総合的な支援のための相談窓口強化事業を創設し、ワンストップの支援体制整備を推進。

法改正により子育て・生活支援を強化。

より良い条件での就業には親の学び直しも重要である。

養育費や面会交流の

養育費の確保については、養育費の取り決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚当事者を含む関係者に対する周知啓発や相談支援が重要である。また、面会交流についても、取り決めや実施が適切になされるよう、普及啓発や相談支援を実施していくことが重要である。

国においては、養育費・面会交流相談支援センターにおいて普及啓発や相談支援を行うとともに、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費専門相談員等、地域において養育費や面会交流の相談支援を担う者に対する研修の実施を通じて、相談機能の強化を図る。

また、効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

都道府県等及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費や面会交流に関する専門知識を有する相談員を配置し、研修の実施等を通じて、相談機能の強化を図ることが重要である。

#### (7) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

#### (8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、母子家庭の母等の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。子供の貧困対策大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施していくことが重要である。

### 2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

#### (1) 子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、**保育所等の優先的利用等**、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

#### (2) 就業支援策

#### (4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

### 2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

#### (1) 子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、**保育所への優先入所等**、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

#### (2) 就業支援策

取り決めや履行を促進することが課題。

子供の貧困対策大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）

法改正により、一時預かり事業等の利用に関する特別の配慮規定が創設（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第 6 条の 2）

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流の支援

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費や面会交流についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。また、面会交流は、子供の健やかな育ちを確保する上で有意義であり、また、養育費を支払う意欲につながるものであることから、継続的な面会交流の支援を行う。

(4) 経済的支援策

母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭等及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進  
児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

③ 職業能力開発システム(ジョブ・カード制度)の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

④ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

(4) 経済的支援策

母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭等及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進  
児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施する。

③ 職業能力開発システム(ジョブ・カード制度)の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

④ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に

平成 24 年度から面会交流支援事業を創設

?

に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

- ⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進  
母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。
- ⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進  
正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。
- ⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進  
厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進  
事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知  
母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
- ⑩ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援  
母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援  
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母等の就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑫ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力  
母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成 25 年政令第 3 号)に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。
- ⑬ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意  
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずる

に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

- ⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進  
母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。
- ⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進  
正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。
- ⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進  
厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進  
事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知  
母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援  
母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援  
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母等の就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑫ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力  
母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成 25 年政令第 3 号)に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。
- ⑬ 再チャレンジ支援寄附金税制の周知  
平成 19 年度から、認定地域再生計画に基づき、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じており、本制度の周知を図る。
- ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意  
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずる

に当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

⑭ 母子家庭等に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、**一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度**の活用を推進するとともに、**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条に規定する居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）**が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

⑮ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進

養育費・**面会交流**相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑯ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母等の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑰ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、**各施策の効果**などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員**及び就業支援専門員**を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① 相談支援体制の整備

ア **ワンストップの相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）**

福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置することにより、母子家庭等及び寡婦の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口を整備

イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

に当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

⑮ 母子家庭等に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者居住支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業を推進する。

⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進

養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母等の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑱ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

?

平成 27 年度より事業名を改称。

子供の貧困対策大綱において、施策の効果に関する調査研究の実施を記載したことを踏まえたもの。

平成 26 年度から総合的な支援のための相談窓口強化事業を創設し、ワンストップの支援体制整備を推進。

法改正により母子・父子自立支援員等の

福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の研修会等への参加を支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所等の優先的利用の推進等(実施主体：市町村)

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が**保育所等**を優先的に**利用**することができるような取組を推進
- (b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、**多様な保育サービス**やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村)

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充(実施主体：都道府県及び市町村)

(a) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

(b) 母子生活支援施設への保育機能の付与

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等(実施主体：都道府県及び市町村)

(a) 公営住宅の優先入居

特に**居住の安定確保が必要な者**として母子家庭等に対する優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
- (b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充

(a) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

(b) 母子生活支援施設への保育機能の付与(対象：母子家庭等)

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等

(a) 公営住宅の優先入居等

公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

資質向上に関する規定の創設(母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第4項)法改正により、一時預かり事業等の利用に関する特別の配慮規定が創設(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の2)

?

民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進

オ 身元保証人確保対策事業の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進

カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付の実施(実施主体：都道府県等)

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付を通じて母子家庭等の住宅支援を推進

キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

(a) 母子家庭等の母等の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等及び寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を推進

(b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

(c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

ク 子育て短期支援事業の実施(実施主体：市町村)

(a) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施  
保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施  
保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭等の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行うトワイライトステイ事業の実施を推進

(c) 子育て短期支援事業の優先的利用等の推進  
母子家庭等の子どもが事業を優先的に利用できるような取組等を推進

民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進

オ 身元保証人確保対策事業の実施

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進

カ 母子家庭日常生活支援事業等の実施(対象：母子家庭等)

(a) 母子家庭等が母等の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭日常生活支援事業等の実施を推進

(b) 母子家庭日常生活支援事業等の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

(c) 母子家庭日常生活支援事業等の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

キ 子育て短期支援事業の実施(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

(a) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施  
保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施  
保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施を推進

子供の貧困対策大綱における重点施策

法改正を踏まえた事業名の改称

事業の説明をより適切なものに修正

法改正により、子育て短期支援事業の利用に関する特別の配慮規定が創設(母子及び父子並びに寡婦

ケ ひとり親家庭生活向上事業の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭等及び寡婦の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、児童訪問援助(大学生等によるホームフレンド)、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等、情報交換の場の提供等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

③ 就業支援策

ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

(a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子・自立支援プログラム策定事業を実施。

(b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から 5 年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着手につながるよう、効率的かつ効果的に実施

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

(a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母等及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 母子家庭の母等及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を

ク ひとり親家庭生活支援事業の実施(対象：母子家庭等)

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助(大学生等によるホームフレンド)、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等)

(a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から 5 年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着手につながるよう、効率的かつ効果的に実施

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦)

(a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母等及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 母子家庭の母等及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を

法改正を踏まえた名称変更。  
平成 27 年度予算案から就業支援準備コース事業を廃止。

実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) **ひとり親**家庭自立支援給付金(母子**家庭**自立支援教育訓練給付金及び父子**家庭**自立支援教育訓練給付金並びに母子**家庭**高等職業訓練促進給付金及び父子**家庭**高等職業訓練促進給付金)の活用(実施主体：都道府県等及び市等)

・ **母子家庭**自立支援教育訓練給付金及び**父子家庭**自立支援教育訓練給付金

都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給

・ **母子家庭**高等職業訓練促進給付金及び**父子家庭**高等職業訓練促進給付金

都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体：都道府県等)

**母子家庭等及び寡婦**の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを活用

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体：都道府県等)

・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い

・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を受験に必要な実務経験に算入

(d) **親の学び直しの支援**(実施主体：都道府県等及び市等)

母子家庭の母等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給

(e) **在宅就業の支援**(実施主体：都道府県等及び市等)

在宅就業を希望する母子家庭等に対し、専門の支援員による支援を実施

エ 母子家庭等及び寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体：都道府県等及び市等)

(a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員及び**就業支援専門員**を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の

実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金等(母子自立支援教育訓練給付金等、母子家庭高等職業訓練促進給付金等)の活用(実施主体：都道府県等及び市等 対象者：母子家庭等)

・ 母子自立支援教育訓練給付  
都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給

・ 母子家庭高等職業訓練促進給付金等  
都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦)

公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体：都道府県及び指定都市)

・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い

・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入

エ 母子家庭等及び寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦)

(a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力

法改正を踏まえた事業名の改称。

平成27年度予算案において創設。

平成27年度予算案において拡充。

- 提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施
- (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施
- オ 公共職業訓練の実施(実施主体：都道府県)  
都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施
- カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援
- (a) 母子家庭の母等及び寡婦に対する起業支援(実施主体：都道府県等)  
母子家庭の母等や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等(事業開始資金)を貸付け  
また、母子家庭の母等及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施
- (b) 公共的施設における雇入れの促進(実施主体：都道府県及び市町村)  
都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進
- (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進(実施主体：都道府県及び市町村)  
売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進
- キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供
- (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進
- (b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施
- ク 母子・父子福祉団体、NPO 等に対する支援
- (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援(実施主体：都道府県及び市町村)  
職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体や NPO 等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施
- (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体：都道府県)  
母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用
- (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(実施主体：都道府県及び市町村)  
母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進

- 開発に関する相談等を実施
- (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施
- オ 公共職業訓練の実施(実施主体：都道府県)  
都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施
- カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援
- (a) 母子家庭の母等及び寡婦に対する起業支援(実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦)  
母子家庭の母等や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等(事業開始資金)を貸付け  
また、母子家庭の母等及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施
- (b) 公共的施設における雇入れの促進(対象：母子家庭等及び寡婦)  
都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進
- (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進(対象：母子・父子福祉団体等)  
売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進
- キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供
- (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進
- (b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施
- ク 母子・父子福祉団体、NPO 等に対する支援
- (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援(対象：母子・父子福祉団体等)  
職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体や NPO 等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施
- (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体：都道府県 対象：母子・父子福祉団体)  
母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用
- (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力  
母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の

を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

④ 養育費の確保及び面会交流の支援

ア 広報・啓発活動の推進(実施主体：都道府県及び市町村)

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体：都道府県等及び市等)

養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 特別相談事業の拡充(実施主体：都道府県等及び市等)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

(d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

エ 面会交流支援事業の実施(実施主体：都道府県等)

別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助等の支援を実施

⑤ 経済的支援策

ア 母子父子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県等)

促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

③ 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 特別相談事業の拡充(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修の実施

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

(d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

④ 経済的支援策

ア 母子父子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県 対象：母子家庭等及び

平成24年度創設

母子家庭等や寡婦に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭の母等に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母等に対する適切な自立支援を実施

#### ⑥ 広報啓発

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業を実施する等により、母子家庭等への支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施(実施主体：都道府県及び市町村)

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表  
毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO その他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員及び施策に係る部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職

寡婦)

母子家庭等や寡婦に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市町村 対象：母子家庭等)

母子家庭の母等に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母等に対する適切な自立支援を実施

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO その他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員及び施策に係る部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職

平成26年度に広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業を創設。

員の資質向上のための研修等を実施する。

### 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

#### 1. 手続についての指針

##### (1) 計画の期間

自立促進計画(以下「計画」という。)の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

##### (2) 計画策定前の手続

##### ① 調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

ア 母子家庭等及び寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)

イ 母子家庭等における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)

ウ 平均年間所得(就業形態ごと就業種別ごとの額)

エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)

オ 母子家庭等の養育費等の取決め率、取得率及び平均額

カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況

キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数

ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況

ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

##### ② 基本目標

①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。

##### ③ 関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

##### (3) 基本計画の評価と次期計画の策定

##### ① 評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

##### ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

##### ③ 次の計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

#### 2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

員の資質向上のための研修等を実施する。

### 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

#### 1. 手続についての指針

##### (1) 計画の期間

自立促進計画(以下「計画」という。)の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

##### (2) 計画策定前の手続

##### ① 調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

ア 母子家庭等及び寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)

イ 母子家庭等における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)

ウ 平均年間所得(就業形態ごと就業種別ごとの額)

エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)

オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額

カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況

キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数

ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況

ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

##### ② 基本目標

①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。

##### ③ 関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

##### (3) 基本計画の評価と次期計画の策定

##### ① 評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

##### ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

##### ③ 次の計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

#### 2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

(1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。

(2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策、⑤その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。

① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー

第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策

② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策

(1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。

(2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策、⑤その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。

① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー

第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策

② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策

- 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく検討のため設置。今後、この「中間まとめ」に沿った施策を進めていく考え。

## ひとり親家庭の現状

- ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯の約4割。平均稼働所得は、一般子育て世帯の約3割。
- ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割が就労。うち非正規が母で約5割(平均就労収入125万円)、父で約1割(同175万円)。
- 就労していないひとり親も、母の約9割、父の約8割が就労を希望しているが、就業できていない状況。
- 「子どもの貧困率」は、15.7%だが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は、50.8%。
- ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から厳しい状況。

## ひとり親家庭の自立と支援

- 子どもへの影響等の観点からもできる限り就業自立を目指すべき。そのために一般施策とひとり親家庭向け施策と双方の充実が必要。
- 他方で就労自立が直ちには困難な家庭もあり、状態像に応じた自立支援も必要。
- 福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携が不可欠。

## 1. 支援施策全体、実施体制

### ＜現状・課題＞

- ひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるべき、母子自立支援員を中心とした相談支援体制が不十分。
- 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- 支援施策が知られておらず、利用が低調。
- 経済的に厳しい状況の父子家庭も存在。

### ＜施策の方向性＞

- 地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援、先進的取組等の収集・情報提供
- 母子自立支援員について自治体の理解を得て体制強化等の促進や研修機会の充実
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備のため「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定の要請及び助言・支援
- 支援施策の更なる周知と利用の促進
- 父子家庭への支援の推進、支援施策の周知徹底

## 2. 就業支援

- 就業状況や就業希望など状態像は様々。
- 多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分。
- 就業・転職には資格取得が有効。
- 就業支援特別措置法が施行。

- 状態像に応じたきめ細かな就業支援
- 休日夜間などの相談支援、講習の設定等よりよい就業への転職やキャリアアップの支援
- 対象資格の拡大促進等による高等技能訓練促進費等事業等の更なる活用促進、給付金の非課税措置の検討
- 就業支援特別措置法に沿った国・自治体による取組の推進

## 3. 子育て・生活支援

- 両立には、子育て・生活支援が不可欠。一般の子育て支援とひとり親家庭向けの支援の組合せが重要。
- 日常生活の安定が必要な家庭など状態像に応じた支援が必要。
- 親の多忙による子どもへの影響も懸念。進学希望が実現できていない状況。

- 子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などのひとり親家庭への配慮の確保
- 各自治体でのニーズに対応した「母子家庭等日常生活支援事業」の実施と周知
- 母子生活支援施設の周知、広域的利用等、支援の質の向上、職員体制の充実、地域的偏在への対応
- 当事者の相互交流・情報交換の機会確保の支援、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進

## 4. 養育費確保支援

- 養育費確保の取決め、履行は十分に進まず。
- 面会交流は、子どもの立場からも重要。

- 養育費に関する離婚当事者等への周知啓発、離婚時における養育費相談への誘導等養育費確保を促す支援のための協力体制、地域の相談員の資質向上のための研修事業等の活用促進
- 面会交流の意義・課題等の周知啓発、面会交流支援の専門性を踏まえた関係機関との責任・役割分担の明確化

## 5. 経済的支援

- 児童扶養手当は重要な経済的支え。公的年金との併給制限が検討課題。
- 母子寡婦福祉資金は進学等に一定の役割。父子家庭への対象拡大が検討課題。

- 児童扶養手当よりも少額の公的年金とを受給する場合の差額分の所得保障について児童扶養手当の支給等検討
- 母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大

# ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

## 「中間まとめ」で指摘された現状と課題

## 具体的な対応

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

### 支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

### I. 相談支援体制の構築

#### 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

### 個別の支援分野の現状と課題

#### ① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。  
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

### II. 支援メニューの充実

#### 《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

#### ② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響（貧困の連鎖など）も懸念。

#### 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス（日常生活支援事業）の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

#### ③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

#### 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

※ 【 】内の「予」は平成26年度予算案で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

## 母子及び寡婦福祉法の改正

### 1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（\*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

### 2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

#### (1) 就業支援の強化

高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

#### (2) 子育て・生活支援の強化

保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。

#### (3) 施策の周知の強化

就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

### 3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。

- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

## 児童扶養手当法の改正

### 4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

### 施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

# 平成27年度 ひとり親家庭等福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成26年度予算額) (平成27年度予算案)  
2,265億円 → 2,252億円

## 1 就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援等の推進 (一部新規)

413億円

### (1) 就業支援の推進

#### ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する事業を実施する。(資料1参照)

#### ○母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等についての相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、本事業のうち在宅就業推進事業を拡充し(従前は、在宅就業に関するセミナー等を実施)、自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」がサポートを行う。(資料2参照)

#### ○母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。

#### ○母子家庭等自立支援給付金事業の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

##### ・高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給する。

・自立支援教育訓練給付金事業

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化学業の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化する。

○キャリアアップ助成金の活用

147億円

「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

(職業安定局予算に計上。要求額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

8億円

・託児サービスを付加した委託訓練、準備講習付き職業訓練の実施

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。当該訓練のうち、「自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。

(職業能力開発局予算に計上)

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

民間教育訓練機関等において、配偶者からの暴力(DV)被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の充実

29億円

事業拠点の増設(180か所→184か所)等、マザーズハローワーク事業の充実を図る。(職業安定局予算に計上)

○生活保護受給者等就労自立促進事業の拡充

64億円

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

(職業安定局予算に計上。要求額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○トライアル雇用奨励金の活用

90億円

「トライアル雇用奨励金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

(職業安定局予算に計上。要求額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

## (2) 子育て・生活支援の推進

### ○ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う。

### ○ひとり親家庭等生活向上事業の充実【拡充】

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業を充実する(月2回(年24回)→週1回(年52回))。

また、相談支援、生活支援講習会の開催、児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣、ひとり親家庭の情報交換の場の提供などにより、ひとり親家庭等の生活の支援を図る。

## (3) 養育費確保支援の推進等

### ○養育費・面会交流相談支援センター事業の推進

56百万円

養育費・面会交流相談支援センターにおいて、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応や、養育費等の相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

### ○母子家庭等就業・自立支援事業の推進(再掲)

(母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等に、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により養育費の確保を図るとともに、ひとり親家庭の児童の健やかな成長を支援するため面会交流の支援を行う。

## (4) 調査研究事業等の推進

### ○子供の貧困対策に資する調査研究等事業(保健福祉調査委託費)【拡充】77百万円

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

### ○母子家庭等自立促進基盤事業の推進

9百万円

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業に対する財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤づくりを行う。

### ○在宅就業に関する情報提供

12百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業に関する先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

**2 自立を促進するための経済的支援** 1, 762億円

(1) 児童扶養手当 1, 718億円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの家庭の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金 44億円

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行う。

**3 女性のライフステージに対応した活躍推進** 8億円

子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、託児付き再就職支援セミナーを拡充するとともに、非正規雇用で働く女性の処遇改善に向け、「働く女性の処遇改善プラン」等に基づき、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保やキャリアアップ支援を推進する。

**4 配偶者からの暴力（DV）防止など、婦人保護事業の推進** 69億円

配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

（婦人保護施設措置費、児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）など）

施策内容

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、**正規雇用を中心とした就業**につなげていく。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

- ひとり親世帯の親の**約13.8%**(平成23年度全国母子世帯等調査)は、最終学歴が中学卒。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることは最低限、必要な条件と考えられる。
- このため、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業を実施する。

(平成27年度予算案:母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数〔所要額:2.3億円〕)

学び直しを通じ、より良い条件での就業・より高度な職業訓練へ



# ひとり親家庭の在宅就業推進事業

(資料2)

○在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅就業コーディネーター（仮称）による支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。

（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）

○事業実施者は、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品を行うとともに、在宅就業コーディネーターを配置し、在宅就業者のサポートを行う。

○事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

【事業実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（委託可能）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

【27年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：1.6億円〕

## 一般の職業訓練等

## 在宅就業推進事業(27年度予算案)

